

松阪市立小中学校空調設備整備 DBO 事業
事業契約書（案）

（平成 30 年 7 月 26 日修正版）

松阪市

目 次

第 1 章 用語の定義	1
第 1 条（定義）	1
第 2 章 総則	2
第 2 条（目的）	2
第 3 条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重、協力義務）	2
第 4 条（構成企業の連帯責任）	2
第 5 条（本事業の概要）	2
第 6 条（事業日程及び法令等の遵守）	3
第 7 条（契約期間）	3
第 8 条（事業実施場所の変更）	3
第 9 条（構成企業の資金調達）	3
第 10 条（構成企業が第三者に与えた損害）	3
第 3 章 空調設備の設計業務	3
第 1 節 事前調査業務	3
第 11 条（事前調査業務）	3
第 12 条（事前調査業務に関する第三者の使用）	4
第 13 条（事前調査業務の責任）	4
第 2 節 設計業務	4
第 14 条（空調設備の設計）	4
第 15 条（進捗状況の報告）	4
第 16 条（設計業務に関する第三者の使用）	4
第 17 条（設計業務に関する第三者の使用責任）	5
第 18 条（設計業務の完了）	5
第 3 節 設計の変更	5
第 19 条（市の請求による設計の変更）	5
第 20 条（設計企業の請求による設計の変更）	6
第 4 章 空調設備の施工業務及び工事監理業務	6
第 1 節 施工業務	6
第 21 条（基本方針）	6
第 22 条（空調設備の施工）	6
第 23 条（空調設備の施工業務に関する許認可及び届出等）	7
第 24 条（事業実施場所の管理等）	7
第 25 条（空調設備の施工業務に関する第三者の使用）	7
第 25 条の 2（現場代理人及び主任技術者等）	7
第 25 条の 3（工事関係者に関する措置請求）	7
第 26 条（施工業務の責任）	8
第 27 条（施工業務に伴う近隣対策等）	8
第 28 条（廃棄物の処理等）	8
第 28 条の 2（臨機の措置）	9

第 29 条（施工企業による空調設備の完成検査）	9
第 2 節 工事監理業務	9
第 30 条（空調設備の工事監理）	9
第 31 条（空調設備の工事監理業務に関する第三者の使用）	10
第 32 条（工事監理業務の責任）	10
第 3 節 市による確認	10
第 33 条（市による説明要求及び事業実施場所立会い等）	10
第 4 節 完成確認	10
第 34 条（市による空調設備の完成確認）	10
第 5 節 工期等の変更等	11
第 35 条（工期等の変更）	11
第 36 条（工期変更に伴う費用負担）	11
第 6 節 空調設備の引渡し及び供用開始	12
第 37 条（空調設備の引渡し及び供用開始）	12
第 7 節 瑕疵担保	12
第 38 条（空調設備の瑕疵担保責任）	12
第 39 条（工事による損傷補修責任）	12
第 5 章 維持管理業務	12
第 1 節 総則	12
第 40 条（維持管理に関する基本方針）	12
第 41 条（空調設備の維持管理）	13
第 42 条（維持管理業務に係る報告書等の作成）	13
第 43 条（維持管理業務に関する第三者の使用）	14
第 44 条（維持管理業務の責任）	14
第 2 節 空調設備の修繕及び代替品の調達	14
第 45 条（空調設備の修繕及び代替品の調達）	14
第 3 節 空調設備の使用に関する支援等	14
第 46 条（空調設備の取扱方法、操作方法等の支援）	14
第 47 条（空調設備の稼動時間の計測）	14
第 48 条（エネルギー使用量の計測等）	15
第 49 条（空調設備の効率的な使用のための支援）	15
第 50 条（空調設備の取扱等の変更時における支援）	15
第 6 章 移設等業務	15
第 51 条（対象校の統合整備等に伴う空調設備の移設等業務）	15
第 52 条（移設等に要する費用の負担）	15
第 53 条（移設等業務に関する第三者の使用）	15
第 54 条（移設等業務の責任）	15

第7章 モニタリング	16
第55条（モニタリング）	16
第8章 その他の業務	16
第56条（その他の業務）	16
第9章 本事業に係る対価の支払い	17
第57条（設計業務、施工業務、工事監理業務に係る対価の支払）	17
第58条（維持管理業務に係る対価の支払）	17
第59条（対価の減額・改定）	17
第60条（対価の返還）	18
第10章 契約の終了	18
第61条（構成企業の債務不履行等による契約解除）	18
第61条の2（契約が解除された場合等の違約金）	19
第61条の3（独占禁止法による契約解除）	19
第61条の4（賠償の予約）	20
第61条の5（解除に伴う措置）	20
第62条（市の債務不履行による契約解除）	21
第63条（対象校の統合等に伴う一部解除）	21
第64条（法令変更による契約解除）	21
第65条（不可抗力による契約解除）	22
第66条（事業契約終了に際しての処置）	22
第67条（終了手続の費用負担）	22
第11章 表明・保証及び誓約	22
第68条（事実の表明・保証及び誓約）	22
第12章 契約保証金等	23
第69条（契約保証金等）	23
第13章 付保すべき保険等	24
第70条（付保すべき保険等）	24
第14章 法令変更	24
第71条（通知の付与及び協議）	24
第72条（法令変更による増加費用・損害の扱い）	24
第15章 不可抗力	25
第73条（通知の付与及び協議）	25
第74条（不可抗力による増加費用・損害の扱い）	25
第16章 雑則	25
第1節 著作権等	25
第75条（提出書類の著作権等）	25
第76条（著作権その他の権利の侵害の防止）	26
第77条（特許権等の使用）	26

第 2 節	その他	26
第 78 条	(公租公課の負担)	26
第 79 条	(協議)	26
第 80 条	(秘密保持)	26
第 81 条	(請求、通知等の様式その他)	27
第 82 条	(延滞利息)	27
第 83 条	(誓約書の提出)	27
第 84 条	(解釈等)	28
第 85 条	(準拠法)	28
第 86 条	(管轄裁判所)	28
別紙 1	本事業の対象校一覧及び対象教室	30
別紙 2	日程表	32
別紙 3	法令等の遵守	33
別紙 5	維持管理業務の内容	43
別紙 6	半期業務報告書	44
別紙 7	モニタリングの方法及びモニタリング結果等に基づく対価の減額方法	45
別紙 8	支払金額等	52
別紙 9	維持管理業務に係る対価の改定方法	54
別紙 10	不可抗力による増加費用及び損害の負担	55
別紙 11	法令変更による増加費用及び損害の負担	56
別紙 12	構成企業が付保する保険契約	57

松阪市立小中学校空調設備整備 DBO 事業 事業契約

松阪市（以下「市」という。）と●、●及び●は、松阪市立小中学校空調設備整備 DBO 事業（以下「本事業」という。）に関して、松阪市立小中学校空調設備整備 DBO 事業 事業契約（以下「本事業契約」という。）をここに締結する。なお、この契約は仮契約として締結されるものであり、松阪市議会の議決がなされたときは、これを本契約とする。

第 1 章 用語の定義

第1条（定義）

本事業契約において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象校 別紙 1 に記載する松阪市立小中学校 45 校を個別に又は総称していう。
- (2) 事業実施場所 別紙 1 に記載する松阪市立小中学校の普通教室等、室外の機器施工場所及びその他本事業を実施するに当たって必要となる場所をいう。
- (3) 空調設備 空調設備とは、冷暖房設備のことをいい、室内機、室外機及び配管、並びに本事業において整備される一切の設備のことをいう。
- (4) 入札説明書等 入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、事業契約書（案）、様式集をいう。
- (5) 設計業務 入札説明書等に定められた空調設備の設計業務をいう。
- (6) 施工業務 入札説明書等に定められた空調設備の施工業務をいう。
- (7) 工事監理業務 入札説明書等に定められた空調設備の工事監理業務をいう。
- (8) 維持管理業務 入札説明書等及び別紙 5 に定められた空調設備の維持管理業務をいう。
- (9) 移設等業務 入札説明書等に定められた移設等業務をいう。
- (10) 実施方針 本事業に関し、平成 30 年 3 月 23 日に公表された「松阪市立小中学校空調設備整備 DBO 事業 実施方針」（実施方針に対する質問への回答を含む。）をいう。
- (11) 入札説明書 本事業に関し、平成 30 年 5 月 31 日に公表された「松阪市立小中学校空調設備整備 DBO 事業 入札説明書」（公表後に変更されたものを含む。）をいう。
- (12) 要求水準書 本事業に関し、平成 30 年 5 月 31 日に公表された「松阪市立小中学校空調設備整備 DBO 事業 要求水準書」（公表後に変更されたものを含む。）をいう。
- (13) 要求水準 実施方針及び入札説明書等に記載された本事業の遂行に当たって、構成企業が満たすべき最低水準をいう。
- (14) 入札説明書等に関する質問への回答 入札説明書等に関して提出された質問書を基に市が作成し、平成 30 年●月●日に公表された回答書をいう。
- (15) 事業者提案書類 構成企業が入札説明書等に基づき提出した一切の書類をいう。
- (16) 設計計算書 対象校ごとの熱負荷計算書、機器選定書、幹線サイズ計算書など必要な設計計算に係る書類をいう。
- (17) 設計図 対象校ごとの空調設備設計図、電気設備設計図など空調設備の施工に係る書類をいう。
- (18) 設計書類等 設計計算書、設計図を含め、入札説明書等で提出することとされた設計業務完了後に市に提出する一切の書類をいう。
- (19) 設計企業 本事業のうち、設計業務を行う●●●●【企業名を記載】をいう。
- (20) 施工企業 本事業のうち、施工業務を行う●●●●【企業名を記載】をいう。
- (21) 工事監理企業 本事業のうち、工事監理業務を行う●●●●【企業名を記載】をいう。
- (22) 維持管理企業 本事業のうち、維持管理業務を行う●●●●【企業名を記載】をいう。
- (23) 構成企業 本事業を実施する設計企業、施工企業、工事監理企業及び維持管理企業（進捗管理や連絡調整などの業務（以下「その他業務」という。）がある場合は当該業務を実施する企業を含む。）を個別に又は総称していう。
- (24) 代表企業 構成企業を代表する●●●●【企業名を記載】をいう。

- (25) 業務水準 設計業務は実施方針、入札説明書等、事業者提案書類に記載の設計業務に係る内容及び水準、施工業務は実施方針、入札説明書等、事業者提案書類及び第 18 条第 1 項により市の確認を得た設計書類等に記載の施工業務に係る内容及び水準、工事監理業務は実施方針、入札説明書等、事業者提案書類及び第 18 条第 1 項により市の確認を得た設計書類等に記載の工事監理業務に係る内容及び水準、移設等業務は実施方針、入札説明書等、事業者提案書類及び第 18 条第 1 項により市の確認を得た設計書類等に記載の移設等業務に係る内容及び水準、維持管理業務は第 42 条に規定する年度業務計画書、実施方針、入札説明書等、事業者提案書類及び維持管理業務計画書に記載の維持管理業務に係る内容及び水準をいい、各業務に係る内容及び水準をいう。
- (26) 不可抗力 暴風、豪雨、洪水、高潮、津波、地滑り、落盤、地震、火災その他の自然現象（要求水準書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）、又は戦争、騒擾、テロリズム、反乱、革命、暴動その他の人為的な現象であつて、市又は事業者のいずれの責めにも帰さないものをいう。ただし、法令変更は、「不可抗力」に含まれない。

第 2 章 総則

第 2 条（目的）

本事業契約は、市及び構成企業が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な双方の義務等の事項を定めることを目的とする。

第 3 条（公共性及び民間事業の趣旨の尊重、協力義務）

- 1 構成企業は、本事業が小中学校の普通教室等を対象として行われる事業であつて、高度の公共性を有すること及び市が小中学校の普通教室等の管理者の立場にあることを十分理解し、本事業の実施にあたっては、その趣旨を尊重する。
- 2 市は、本事業が民間事業者によって実施されることを十分理解し、その趣旨を尊重する。
- 3 構成企業は、市が本事業に関し、起債、補助金又は交付金を申請する場合又は許認可等の取得又は届出等を行う場合は、当該手続に必要な資料の提出、技術的協力及び書類作成業務その他市が必要とする事項について、構成企業の費用負担にて、協力するものとする。

第 4 条（構成企業の連帯責任）

- 1 本事業契約において、構成企業の義務と規定されているものについては、全ての構成企業が連帯して責任を負う。
- 2 代表企業は、構成企業を統括し、構成企業をして、市に対し、本事業のうち構成企業が担当する業務につき、法令及び業務水準に従つて誠実に遂行させる義務を負う。
- 3 代表企業は、契約期間中、設計業務、施工業務、工事監理業務、維持管理業務、移設等業務、その他本事業に付随関連する業務を総合的に調整し把握する総括責任者を代表企業の従業員から 1 名定めて事業期間中配置しなければならない。
- 4 構成企業は、入札説明書等に定めるところに従い、設計責任者、施工責任者、工事監理責任者、維持管理責任者を配置しなければならない。

第 5 条（本事業の概要）

- 1 本事業は、事業実施場所についての設計業務、施工業務、工事監理業務、維持管理業務及び移設等業務並びにこれらに付随し関連する一切の業務により構成される。
- 2 構成企業は、本事業を、法令及び入札説明書等に従つて誠実に遂行しなければならない。

第6条（事業日程及び法令等の遵守）

本事業は、別紙2の日程表に従い、別紙3の法令等を遵守して遂行するものとする。

第7条（契約期間）

本事業契約の期間は、松阪市議会の議決により本事業契約の効力が生じた日から平成44年3月31日までとする。構成企業は、契約期間中、業務水準を満たす状態を保持する義務を負う。

第8条（事業実施場所の変更）

契約期間中、対象校の統廃合等により、事業実施場所を変更する必要がある場合には、構成企業は、市の指示に従い、事業実施場所を変更するものとする。

第9条（構成企業の資金調達）

本事業契約の締結及び履行その他本事業の実施に関する一切の費用は、本事業契約に特段の規定がある場合を除き、全て構成企業が負担する。

第10条（構成企業が第三者に与えた損害）

- 1 構成企業が本事業を行うにつき、第三者に損害を与えた場合、構成企業は、その損害を賠償しなければならない。ただし、本事業の実施に伴い通常避けることのできない事由（要求水準を超えて事業者提案内容を充足するための事由を除く。）によるものについて、市と協議の結果、市が賠償することを相当と認めた場合はこの限りではない。
- 2 市は、前項に規定する損害を構成企業に代わって第三者に賠償する場合、事前に構成企業に通知するものとし、市が第三者に対する賠償を行ったときは、構成企業に対し、賠償した金額を求償することができる。構成企業は、市からの請求を受けた場合には、速やかにその全額を支払わなければならない。
- 3 第1項の場合その他事業を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、市と構成企業は協力してその処理解決に当たるものとする。

第3章 空調設備の設計業務

第1節 事前調査業務

第11条（事前調査業務）

- 1 設計企業は、自らの責任において、本事業契約締結後、設計業務、施工業務、維持管理業務及びその他本事業契約に規定する業務の実施に必要な事前調査（以下「事前調査業務」という。）を行わなければならない。
- 2 事前調査業務の実施にあたっては、学校教育活動等に支障がないよう、市と十分協議を行い、調査スケジュールや調査体制等を明記した現地調査計画書を作成し、市及び対象校に提出しなければならない。
- 3 第1項の事前調査業務を行った結果、事業実施場所が空調設備の施工に支障を来たす状態にある場合には、設計企業と市は当該状態の除去修復の必要性や方法等について協議を行うものとし、必要であると市が認めた場合、施工企業に当該状態の除去修復をさせるものとする。市は、協議の結果に基づいて施工企業が実施した除去修復に起因して施工企業に発生した増加費用のうち、合理的な費用を負担するものとし、施工企業は、当該増加費用の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

この場合に、構成企業が、別紙2に記載の日程表又は第37条に規定する供用開始日を遵守できないことを理由として、市に対し、工期の変更を請求したときは、市と構成企業は協議により当

該変更の当否を定めるものとし、協議が調わない場合には、第 35 条第 1 項の規定に従うものとする。ただし、構成企業の責めに帰すべき事由による場合は、工期の変更は行わない。

第12条（事前調査業務に関する第三者の使用）

設計企業は、前条の事前調査業務を行うにあたって、第三者を使用する場合、事前に市に届出を行い、その承諾を得なければならない。なお、第三者がさらに第三者を使用する場合においても同様とする。

第13条（事前調査業務の責任）

- 1 第 11 条の規定により実施した事前調査業務における不備や誤り等から発生する一切の責任は設計企業がこれを負うものとし、市は当該不備や誤り等に起因して発生する一切の増加費用を負担しない。
- 2 前条の事前調査業務に関する第三者の使用はすべて設計企業の責任において行うものとし、事前調査業務に関する第三者の行為はすべて設計企業の行為とみなし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、すべて設計企業の責めに帰すべき事由として、設計企業が責任を負うものとする。
- 3 市は、市が有する図面、データ等の提供を理由として、本事業契約に基づいて設計企業が行う業務の全部又は一部について、責任を負うものではない。

第 2 節 設計業務

第14条（空調設備の設計）

- 1 設計企業は、本事業契約の締結後速やかに、別紙 3 の法令等を遵守のうえ、業務水準に基づき、又第 11 条から第 13 条に規定する事前調査業務の結果を踏まえ、設計業務着手前に市と十分協議を行ったうえで、設計業務を行うものとする。
- 2 設計企業は、設計業務着手前に、別紙 4 に定める書類を市へ提出してその承認を得るものとする。
- 3 設計企業は既存建物や対象校周辺への影響が極力少なくなるよう配慮して、第 1 項の規定による設計業務を行うとともに、空調設備の設置場所については、市及び対象校と協議のうえ、指示に従うものとする。
- 4 設計企業は本章に規定する空調設備の設計及びこれに付随する業務を実施するにあたっては、その時期及び実施方法等について、事前に市及び対象校と十分協議し学校教育活動等に支障がないよう留意しなければならない。
- 5 設計企業は成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者を定め、その氏名その他必要な事項で別紙 4 に定める書類を市に提出しなければならない。また、照査技術者を変更した時も同様とする。

第15条（進捗状況の報告）

- 1 設計企業は、市に対し、設計業務の進捗状況に関して、定期的に報告し、別紙 4 に定める書類を市へ提出してその確認を得るものとする。
- 2 前項にかかわらず、市は設計業務の進捗状況に関して、適宜、設計企業に対して報告を求めることができるものとする。
- 3 市は前二項の報告を理由として、空調設備の設計及び施工の全部又は一部について、責任を負担するものではない。

第16条（設計業務に関する第三者の使用）

- 1 設計企業は、設計業務の一部に限って第三者に再委託できるものとし、業務の全部を第三者に

再委託することはできない。

- 2 設計企業は設計業務を行うにあたって、第三者を使用する場合は、事前に市に届出を行い、その承諾を得なければならない。なお、第三者がさらに第三者を使用する場合においても同様とする。

第17条（設計業務に関する第三者の使用責任）

- 1 設計企業は設計業務に関する一切の責任（業務上の誤りや不備、設計企業の都合による設計変更等から発生する増加費用の負担を含む。）を負担する。
- 2 前条の設計業務に関する第三者の使用はすべて設計企業の責任において行うものとし、設計業務に関して構成企業が直接又は間接に使用する第三者の行為はすべて設計企業の行為とみなし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、すべて設計企業の責めに帰すべき事由として、設計企業が責任を負うものとする。

第18条（設計業務の完了）

- 1 設計企業は、対象校の空調設備の設計を行い、これらを完了した場合には、市に対し、速やかに別紙4に定める書類・図面等を提出し、市は確認を行うものとする。
- 2 市は、別紙4に定める書類・図面等と入札説明書等及び事業者提案書類との間に客観的な不一致があることが判明したときは、速やかに当該不一致が生じている設計箇所及びその内容を設計企業に対して通知し、修正を求めることができる。
- 3 設計企業が前項の規定による通知を受領した場合、設計企業は、自らの責任と費用において、速やかに当該不一致を是正し、是正結果を市に報告し、市は速やかにその結果を確認する。
- 4 前項に基づく是正に起因して、空調設備の施工業務に遅延が見込まれる場合、第37条に規定する空調設備の供用開始日の変更及びその変更による費用等の負担は、第35条第1項及び第36条第3項の規定に従うものとする。
- 5 市は、第1項に規定する書類・図面等を受領し確認を行ったこと、設計企業に対して第2項に規定する通知を行ったこと又は第3項の規定に従い確認を行ったことのいずれを理由としても、空調設備の設計及び施工の全部又は一部のいずれについても何らの責任を負担するものではない。

第3節 設計の変更

第19条（市の請求による設計の変更）

- 1 市は、設計の変更について、必要があると認めるときは、別紙4に定める書類・図面等の完成前後を問わず、設計企業に対して、業務水準の範囲の内外を問わず、変更内容を記載した書面を設計企業に交付して、空調設備の設計の変更を求めることができる。この場合、設計企業は、当該変更の要否及び本事業の実施に与える影響を検討し、市に対して、市からの設計変更請求を受けてから速やかに、その検討結果を通知しなければならない。市は、かかる設計企業の検討結果を踏まえて、設計変更の要否を最終的に決定し、設計企業に通知する。設計企業は当該決定内容に従うものとする。
- 2 前項の規定に従い、設計企業が空調設備の設計変更を行った場合の当該変更により発生した増加費用及び損害（以下「増加費用等」という。）の負担については、当該変更を要するに至った事由に応じて次の各号に基づくものとする。なお、当該設計変更により、本事業契約に基づく設計企業の業務に係る費用が減少したときの第9章の規定に基づいて支払われる対価についてはこれを減額する。又、第1項又は第2項の設計変更に起因する施工業務の工期等の変更については、第35条によるものとする。

(1) 市の責めに帰すべき事由による場合

構成企業は、増加費用等の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求し、市は当該増加費用等を合理的な範囲内において負担するものとし、負担方法については設計企業

と協議する。

- (2) 構成企業の責めに帰すべき事由による場合
増加費用等は構成企業が負担する。
- (3) 不可抗力による場合
別紙 10 に従う。
- (4) 法令変更による場合
別紙 11 に従う。

第20条（設計企業の請求による設計の変更）

- 1 設計企業は、市の事前の承諾を得た場合を除き、空調設備の設計変更を行うことはできないものとする。市の事前の承諾を得ずに設計変更を行った場合は、市は施工企業に対し、当該変更前の設計に従った工事へ補修させるよう請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求することができる。
- 2 前項の規定により設計企業が市の事前の承諾を得て空調設備の設計変更を行う場合、当該変更により設計企業に増加費用又は損害が発生したときの負担及び当該設計変更により本事業契約に基づく設計企業の業務に係る費用が減少したときの第 9 章の規定に基づいて支払われる対価の取扱については、前条第 2 項によるものとする。
- 3 第 1 項の設計変更に起因する工期等の変更については、第 35 条によるものとする。

第 4 章 空調設備の施工業務及び工事監理業務

第 1 節 施工業務

第21条（基本方針）

施工企業は、本章に規定する施工業務及びこれに付随し関連する業務を実施するにあたっては、その時期（施工時間帯を含む。）及び実施方法等について、事前に市と十分に協議し、学校教育活動等に支障がないよう留意しなければならない。又、施工企業は、施工期間中の事業実施場所における市の発注にかかる第三者の施工する他の工事（作業を含む。以下「別途工事」という。）が存在する場合、その予定を事前に市に確認し、市を通じて別途工事の請負業者と十分に調整を行うとともに、学校教育活動等に支障がないよう市と事前に十分協議のうえ、別紙 4 に定める書類・図面等を作成し、市へ提出してその承認を得なければならない。

第22条（空調設備の施工）

- 1 施工企業は、別紙 4 に定める書類・図面等並びに別紙 2 の日程表に従い、かつ、法令等を遵守して、施工業務を行わなければならない。
- 2 仮設、施工方法その他施工業務を行うために必要な一切の業務手段については、入札説明書等、事業者提案書類及び別紙 4 に定める書類・図面等に基づき、施工企業の責任及び費用において行うものとする。
- 3 施工業務に伴う光熱水費については、本事業契約に特段の規定がある場合を除き、事業者負担とする。但し、試運転調整に要する光熱水費については、事業者は無償で使用できることとするが、既設照明の使用は必要最低限の範囲に留めるものとし、こまめに消灯する等、節電に心掛けるものとし、又、電動工具等の充電は事業者の負担において事前に実施するものとする。
- 4 施工企業は、施工業務に際し、樹木、排水溝、室内照明、自火報感知器、機械警備システム等の既存物の移設等が必要となる場合は、市及び対象校と協議し、市の指示に基づき法令等を遵守のうえ、移設し、速やかに機能回復等を行うものとする。ただし、市及び対象校が機能回復等を不要としたものについては、この限りではない。又、移設等及び機能回復等に伴う、費用負担については施工企業が負担するものとする。
- 5 施工企業は空調設備の施工期間中、事業実施場所に常に別紙 4 に定める書類のうち必要な書類

を整備しなければならない。

第23条（空調設備の施工業務に関する許認可及び届出等）

- 1 施工企業は、施工業務に関する本事業契約上の義務を履行するために必要な許認可等の取得、届出等の一切を施工企業の責任及び費用において行う。
- 2 施工企業が市に対して協力を求めた場合、市は、施工企業による前項の許認可等の取得及び届出等に必要な資料の提出等について、必要な協力を行うものとする。
- 3 施工企業が、第1項の許認可の申請に当たって、関係所轄官庁との間で協議を行った場合には、当該協議録を作成し、速やかにこれを市へ提出するものとする。

第24条（事業実施場所の管理等）

- 1 施工企業は、施工業務を実施するに当たり、使用が必要となる駐車場、資材置場等の場所について、事前に、市に対してその使用期間を明らかにした届出を行い、市から使用についての承諾を得なければならない。
- 2 施工企業は、市が使用を承諾した期間、学校教育現場での施工業務であることを十分理解し、善良な管理者の注意をもって前項の規定による使用について、承諾を得た場所、資材等の管理を行わなければならない。

第25条（空調設備の施工業務に関する第三者の使用）

- 1 施工企業は、施工業務の一部に限り、第三者にそれを請け負わせることができるものとし、業務の全部を第三者に請け負わせることはできない。
- 2 施工企業は施工業務を行うにあたって、第三者を使用する場合、事前に市に届出を行い、その承諾を得なければならない。なお、第三者がさらに第三者を使用する場合においても同様とする。

第25条の2（現場代理人及び主任技術者等）

- 1 施工企業は、現場代理人、主任技術者及び専門技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の2に規定する技術者をいう。以下同じ。）を定めて工事現場に設置し、入札説明書等に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を市に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
- 2 この契約による工事が、建設業法第26条第2項の規定に該当する場合には、前項中「主任技術者」とあるのは「監理技術者」とするものとする。
- 3 この契約による工事が建設業法第26条第3項の規定に該当する場合には、第1項又は前項の規定により設置される主任技術者又は監理技術者は、工事現場に専任の者としなければならないものとし、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証の交付を受けている者としなければならない。
- 4 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、工期の変更、請負代金の請求及び受領、第25条の3第1項の請求の受理、同条第3項の決定及び通知、同条第4項の請求、同条第5項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、施工業務に関しこの契約に基づく施工企業は一切の権限を行使することができる。ただし、市が現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、連絡体制が確保されると認めた場合は、現場代理人の工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 5 施工企業は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を市に通知しなければならない。
- 6 現場代理人、主任技術者又は監理技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

第25条の3（工事関係者に関する措置請求）

- 1 市は、現場代理人がその職務（主任技術者又は監理技術者、専門技術者と兼任する現場代理人にあってはそれらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、施工企業に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 市は、主任技術者又は監理技術者、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他事業者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、施工企業に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 3 施工企業は、前2項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に市に通知しなければならない。
- 4 施工企業は、市[又は監督職員]がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、市に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 5 市は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に施工企業に通知しなければならない。

第26条（施工業務の責任）

- 1 施工企業は、施工業務に係る一切の責任を負担する。
- 2 前条の施工業務に関する第三者の使用はすべて施工企業の責任において行うものとし、施工業務に関する第三者の行為はすべて施工企業の行為とみなし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、すべて施工企業の責めに帰すべき事由として、施工企業が責任を負うものとする。

第27条（施工業務に伴う近隣対策等）

- 1 施工企業は、自らの責任及び費用において、騒音、振動、臭気、有害物質の排出、熱風、温風、光害、粉塵の発生、交通渋滞など施工業務に伴い近隣住民が受ける影響などを検討し、合理的な範囲で近隣対策を実施しなければならない。
- 2 施工企業は、この近隣対策の実施について、市に対し、事前及び事後にその内容及び結果を報告する。
- 3 施工企業は、市の承諾を得ない限り、近隣調整の不調を理由として、別紙4に定める書類・図面等並びに別紙2の日程表に規定する内容を変更することはできない。
- 4 近隣調整の結果、第37条に規定する空調設備の供用開始日の遅延が見込まれる場合、工期等の変更については、第35条によるものとする。
- 5 近隣調整の結果、施工企業に生じた費用（第37条に規定する空調設備の供用開始日に変更されたことによる費用増加も含む。）については、施工企業が負担するものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、本事業を行うこと自体に対する近隣住民の反対運動、訴訟、要望又は苦情等（以下「近隣住民の反対運動等」という。）に直接起因する費用又は損害については市が負担する。又、本事業を行うこと自体に対する住民反対運動等に対する対応は市が行うものとし、施工企業は市に協力する。なお、本事業を行うこと自体に起因しない近隣住民の反対運動等への対応は施工企業が、その責任と費用負担にて行う。

第28条（廃棄物の処理等）

- 1 施工企業は、施工業務にあたり発生した廃棄物の再資源化に努めるとともに、これを廃棄する場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係する法令及び条例等を遵守しなければならない。
- 2 施工企業は、前項に加え、フロン類を使用するものについては、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律その他の関係する法令及び条例等を遵守しなければならない。
- 3 施工企業は、前二項につき、法令に定められた書類の他、その実施状況を記録し、法令等に定

められた期限があるときはその期限までに、それ以外のものは適時（ただし、市の要求がある場合は速やかに。）、市に提出しなければならない。

- 4 施工企業は、施工業務にあたり、アスベストが存在することが判明した場合、市に報告のうえ、自らの責任において、大気汚染防止法、石綿障害防止規則その他の関係する法令及び条例等に従い施工するとともに、アスベストが使用されているものを処分するときは、第1項による他、上記法令を遵守しなければならない。なお、アスベストが存在することが判明したことにより施工企業に生じた合理的な増加費用は市が負担するものとする。
- 5 施工企業は、施工業務にあたり、PCB が存在することが判明した場合、PCB 含有分析を行い、その結果を報告するとともに、高濃度 PCB 廃棄物であった場合は、関係する法令及び条例等に従い市指定場所へ搬入し、それ以外の場合は、自らの責任において処分しなければならない。なお、PCB が存在することが判明したことにより施工企業に生じた合理的な増加費用は市が負担するものとする。

第28条の2（臨機の措置）

- 1 施工企業は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、施工企業は、あらかじめ市[監督職員が選任される場合は監督職員]の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合においては、施工企業は、そのとった措置の内容を市[監督職員が選任される場合は監督職員]に直ちに通知しなければならない。
- 3 市 [監督職員が選任される場合は監督職員]は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、施工企業に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 施工企業が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、施工企業が施工業務に関する対価の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、市が負担する。

第29条（施工企業による空調設備の完成検査）

施工企業は、対象校単位で、空調設備の完成検査を行い、対象校においていずれも、業務水準を満たしていることを確認する。

第2節 工事監理業務

第30条（空調設備の工事監理）

- 1 工事監理企業は、業務水準に基づき、施工業務に関する工事監理を実施する。
- 2 工事監理企業は、施工企業が施工業務に着手する前に、自らの責任及び費用により、対象校に工事監理者を配置し、配置後速やかに市に対して当該配置の事実を通知するとともに、別紙4に定める書類を市に提出してその承認を得るものとする。なお、工事監理者は、工事監理を行う当該対象校の施工業務を担当する企業の従業員であってはならず、又、施工企業と相互に資本面又は人事面において関連のある企業の従業員であってはならない。また、設計業務と工事監理業務を同一の者(人)が兼ねることはできない。
- 3 工事監理企業は、事業実施場所を監理する工事監理者をして、工事監理記録を作成させ、定期的に工事監理の状況を市に報告し、市が要請したときは、随時報告を行うものとする。
- 4 工事監理企業は、契約期間中、別紙4に定める書類を市に提出して、同別紙に従いその承認又は確認を得るものとする。
- 5 工事監理企業は、対象校単位で施工業務が完了するごとに、当該事業実施場所の監理を担当していた以外の工事監理者をして、工事検査を行わせた後、別紙4に定める書類を提出させ、市の確認を得させるものとする。
- 6 工事監理企業は、市に対し、対象校において、前項の工事検査を行う7日前（当該日が市の休日に当たる場合は、直前の市の開庁日。）までに、市に対して、当該工事検査の日程を通知する。
- 7 市は、第5項の工事検査に立会うことができる。ただし、市は、工事検査への立会いを理由と

して、何らの責任を負担するものではない。

- 8 工事監理者が工事監理を行い、かつ、本条の規定を遵守するうえで、施工企業は必要となる協力を行う。
- 9 施工企業は、自ら請け負った同一事業実施場所（対象校単位とする。）における施工業務について、その工事監理業務を請け負うことはできない。施工企業が施工業務を第三者に委託した場合の当該第三者も同様とする。

第31条（空調設備の工事監理業務に関する第三者の使用）

- 1 工事監理企業は、工事監理業務の一部に限り、第三者にそれを請け負わせることができるものとし、業務の全部を第三者に請け負わせることはできない。
- 2 工事監理企業は工事監理業務を行うにあたって、第三者を使用する場合、事前に市に届出を行い、その承諾を得なければならない。なお、第三者がさらに第三者を使用する場合においても同様とする。

第32条（工事監理業務の責任）

- 1 工事監理企業は、工事監理業務に関する一切の責任を負担する。
- 2 前条の工事監理業務に関する第三者の使用はすべて工事監理企業の責任において行うものとし、工事監理業務に関して構成企業が直接又は間接に使用する第三者の行為はすべて工事監理企業の行為とみなし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、すべて工事監理企業の責めに帰すべき事由として、工事監理企業が責任を負うものとする。
- 3

第3節 市による確認

第33条（市による説明要求及び事業実施場所立会い等）

- 1 市は、随時、空調設備が、別紙4に定める各書類等、業務水準に従い、施工されていることを確認できるものとする。この場合において、市は、施工業務の状況その他について、施工企業に事前に通知したうえで、施工企業又は第25条に規定する第三者に対してその説明を求めることができるものとし、又、事業実施場所において施工状況を自ら立会いのうえ確認することができるものとする。
- 2 施工企業は、前項に規定する施工の状況その他についての説明及び市による確認の実施につき、市に対して最大限の協力をを行うものとし、又、第25条に規定する第三者をして、市に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせるものとする。
- 3 第1項に規定する説明又は確認の結果、空調設備の施工状況が別紙4に定める各書類等、業務水準を客観的に逸脱していることが判明した場合、市は、施工企業に対してその是正を求めるものとし、施工企業はこれに従わなければならない。
- 4 施工企業は、空調設備の施工期間中に施工企業が行う空調設備に関する検査又は試験について、事前に市に対して通知するものとする。なお、市は、施工企業が行う検査又は試験に立会うことができるものとする。
- 5 市は、本条に規定する説明又は報告の受領、確認の実施又は立会いを理由として、空調設備の施工の全部又は一部のいずれに関しても何らの責任を負担するものではない。
- 6 市は、必要に応じて監督職員又は検査職員を任命することができる。当該任命を行った場合、当該職員に関しては、市が定める「松阪市契約規則」、「松阪市建設工事執行規程」、「建設工事請負契約の条項」の定めに従うものとする。

第4節 完成確認

第34条（市による空調設備の完成確認）

- 1 市は、工事監理企業から第30条第5項に規定する書類の提出により報告を受けた後、14日以内（14日目の日が市の休日に当たる場合は、その直前の市の開庁日まで）に、完成確認を実施し、

空調設備が、業務水準を満たしていることを確認するものとする。この場合において、市は、必要があると認められるときは、その理由を施工企業に通知して、工事目的物を最小限破壊して検査することができる。この場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、施工企業の負担とする。

- 2 完成確認の結果、空調設備が、業務水準に従い施工されているときは、市は代表企業に対し、完成確認書を交付する。
- 3 完成確認の結果、業務水準を客観的に逸脱していることが判明したときは、市は各業務を担当する構成企業に対してその是正を求めることができ、当該構成企業は、自らの責任と費用において、これに従わなければならない。
- 4 市は、是正を勧告した構成企業が前項の是正の完了を報告した日から 14 日以内（14 日目の日が市の休日に当たる場合は、その直前の市の開庁日まで）に再度、完成確認を実施するものとする。当該完成確認の結果、業務水準を逸脱していることが判明した場合には、前項及び本項を適用し、以降、完成確認が繰り返される場合も同様とする。
- 5 市は、第 1 項に規定する完成確認を行ったことを理由として、設計業務、施工業務、工事監理業務、維持管理業務その他本事業契約に基づく構成企業の業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではなく、又、設計企業及び施工企業は、維持管理業務が本事業契約の規定を満たさなかった場合において、市が第 1 項に規定する完成確認を行ったことをもってその責任を免れることはできない。

第 5 節 工期等の変更等

第35条（工期等の変更）

- 1 市が構成企業に対して、別紙 4 に定める施工計画書に記載する工期等の変更を請求した場合又は構成企業の責めに帰すことのできない事由により施工計画書に記載する工期等を遵守できないことを理由としてその変更を請求した場合、市及び代表企業は協議により当該変更の当否を定めるものとする。この場合において、市及び代表企業の間において協議が調わない場合、市が協議の結果を踏まえて合理的な工期又は供用開始日を定めるものとし、構成企業はこれに従わなければならない。
- 2 構成企業が、自らの責めに帰すべき事由により、施工計画書に記載する工期等を遵守できないこと又はその可能性があることを認識した場合、直ちに市に通知し、対応について市の指示に従うものとする。

第36条（工期変更に伴う費用負担）

- 1 市の責めに帰すべき事由により、工期の延長等が生じ、空調設備の引渡しが遅延した場合、又は工期を短縮した場合には、市は、これらに伴い構成企業が負担した合理的な増加費用に相当する金額を代表企業に対して支払う。この場合、市はその他に発生した損害を負担しない。
- 2 法令の変更又は不可抗力により、工期の延長等が生じ、空調設備の引渡しが遅延した場合、又は工期を短縮した場合には、当該工期変更に起因して構成企業に生じた合理的な増加費用及び損害の負担については、別紙 10 又は別紙 11 に従う。
- 3 前二項の事由以外の事由により、工期の延長等が生じ、空調設備の引渡しが遅延した場合、代表企業は、当該遅延に関し市に生じた増加費用及び損害に相当する額を直ちに支払うとともに、別紙 2 の日程表に記載する各期限の翌日から実際に空調設備が施工企業から市に対して引渡された日までの期間（両端日を含む。）において、遅延した部分に係る施工業務に関する対価の金額につき、第 82 条に規定する遅延損害金を支払う。
- 4 不可抗力事由、本事業に直接関係する法令の制定又は改正（以下「法令改正等」という。）又はこれらの事由と前各項に掲げる事由の全部又は一部が複合して、施工計画書に記載する工期等が変更された場合の増加費用又は損害の負担は、前各項の趣旨を踏まえて市と代表企業が協議して

精算する。協議が調わない場合、市が精算額を決定し代表企業に通知するものとし構成企業はこれに従うものとする。

第6節 空調設備の引渡し及び供用開始

第37条（空調設備の引渡し及び供用開始）

施工企業は、市に対し、第34条に基づく市の完成確認を得たときは、完成した空調設備を引き渡すものとする。なお、空調設備の供用開始を別紙2で定める維持管理期間の始期よりも前の日とする必要が生じる場合、市は代表企業と協議のうえ、当該開始日を市が決定するものとする。

第7節 瑕疵担保

第38条（空調設備の瑕疵担保責任）

- 1 市は、引渡しを受けた空調設備に瑕疵があるときは、構成企業に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、市は、修補を請求することができない。
- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、引渡しを受けた日から10年以内に行わなければならない。
- 3 市は、工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに代表企業に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、構成企業がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。
- 4 市は、空調設備が第1項の瑕疵により滅失し、又はき損したときは、第2項の定める期間内、かつ、その滅失又はき損の日から6月以内に第1項の権利を行使しなければならない。
- 5 第1項の規定は、空調設備の瑕疵が支給材料の性質又は市〔若しくは監督職員〕の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、構成企業がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第39条（工事による損傷補修責任）

空調設備の施工又は第51条第1項に基づき施工企業が行った空調設備の移設等により、事業実施場所、事業実施場所に設置された設備等、対象校の建物、移設にかかる空調設備が損傷したときには、市は、施工企業に対し、当該損傷を補修させるよう請求し、又は補修に代え若しくは補修とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、当該き損又は不具合が市又は教職員、生徒、児童、保護者その他の対象校の使用者の責めに帰すべき事由により発生したものである場合には、この限りでない。

第5章 維持管理業務

第1節 総則

第40条（維持管理に関する基本方針）

- 1 維持管理企業は、維持管理業務及びこれに付随する業務を実施するに当たっては、その時期及び実施方法等について、事前に市と十分に協議し、学校教育活動等に支障がないよう留意しなければならない。なお、受変電設備は、維持管理業務の対象には含まれないものとする。
- 2 維持管理企業は、維持管理業務及びこれに付随する業務を実施するに当たって本事業契約に規定する文書や記録、その他必要となる文書や記録を作成し、適切に管理しなければならない。又、

これらの文書や記録は、業務との整合性や管理の適切性の確保等のために、適宜、市の承諾を得て修正を行わなければならない。

- 3 維持管理企業は、維持管理業務着手前に、別紙 4 に定める書類を市へ提出してその承認を得るものとする。

第41条（空調設備の維持管理）

- 1 維持管理企業は、第 37 条に規定する供用開始日から本事業契約が終了するまでの間、維持管理業務を業務水準に従って行わなければならない。
- 2 維持管理企業は、業務水準に基づいて維持管理業務計画書を作成し、維持管理業務の開始までに市の承諾を得なければならない。
- 3 市は、維持管理業務に関する業務水準の変更（業務水準の向上を含む。）について、合理的な理由により必要があると認めるときは、維持管理企業に対して、業務水準の範囲の内外を問わず、変更内容を記載した書面を維持管理企業に交付して、業務水準の変更を求めることができる。この場合、維持管理企業は、当該変更の要否及び本事業の実施に与える影響を検討し、市に対して、市からの請求を受けてから速やかに、その検討結果を通知しなければならない。市は、かかる維持管理企業の検討結果を踏まえて、業務水準変更の要否を最終的に決定し、維持管理企業に通知する。維持管理企業は当該決定内容に従うものとする。
- 4 維持管理企業は、市の事前の承諾を得た場合に限り、維持管理業務の業務水準の変更を行うことができる。
- 5 前 2 項の規定に従い、業務水準の変更を行った場合の当該変更により発生した増加費用及び損害（以下「増加費用等」という。）の負担については、当該変更を要するに至った事由に応じて次の各号に基づくものとする。なお、当該設計変更により、本事業契約に基づく維持管理企業の業務に係る費用が減少したときの第 9 章の規定に基づいて支払われる対価についてはこれを減額する。
 - (1) 市の責めに帰すべき事由による場合
構成企業は、増加費用等の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求し、市は当該増加費用等を合理的な範囲内において負担するものとし、負担方法については代表企業と協議する。
 - (2) 構成企業の責めに帰すべき事由による場合
増加費用等は構成企業が負担する。
 - (3) 不可抗力による場合
別紙 10 に従う。
 - (4) 法令変更による場合
別紙 11 に従う。

第42条（維持管理業務に係る報告書等の作成）

- 1 維持管理企業は、年間業務計画書を作成し、市に提出し、毎事業年度開始 1 箇月前までに、市の確認を得なければならない。
- 2 市は、前項の確認を行った結果、学校教育活動等に影響があると判断する場合には、維持管理企業に対し、年間業務計画書の変更を求めることができるものとし、維持管理企業はこれに従うものとする。
- 3 市は、第 1 項の確認及び前項の規定による変更の請求を理由として、維持管理業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。ただし、市の請求により、維持管理企業が業務水準を超えて年間業務計画書の変更を行った場合で、かつ維持管理企業に増加費用が生じた場合には、市は当該増加費用を合理的な範囲内において負担するものとし、負担方法については維持管理企業と協議する。この場合において、維持管理企業は、当該増加費用の内訳及びこれを証する書類を添えて市に請求するものとする。

- 4 維持管理企業は、毎年度、夏季及び冬季の各満了日後 10 営業日以内に、維持管理業務の状況を正確に反映した半期業務報告書を作成し、市に提出するものとする。

第43条（維持管理業務に関する第三者の使用）

- 1 維持管理企業は、維持管理業務の一部を第三者に再委託又は請け負わせることができる。
- 2 維持管理企業は、維持管理業務を行うにあたって、第三者を使用する場合、事前に市に届け出てその承諾を得なければならない。なお、当該第三者が更に第三者を使用する場合においても同様とする。

第44条（維持管理業務の責任）

- 1 維持管理企業は、維持管理業務に関する一切の責任を負担する。
- 2 前条の維持管理業務に関する第三者の使用はすべて維持管理企業の責任において行うものとし、維持管理業務に関して維持管理企業が直接又は間接に使用する第三者の行為はすべて維持管理企業の行為とみなし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、すべて維持管理企業の責めに帰すべき事由として、維持管理企業が責任を負うものとする。

第 2 節 空調設備の修繕及び代替品の調達

第45条（空調設備の修繕及び代替品の調達）

- 1 維持管理企業は、市から空調設備の故障等の連絡を受けたときは、直ちに（遅くとも連絡を受けた日の翌営業日までに）故障箇所等の調査を実施し、原因を特定する。
- 2 維持管理企業は、前項の調査結果を、速やかに市に報告したうえで、修繕等により対応可能な箇所については直ちに修繕等の対応策を講ずる。
- 3 第 1 項の調査の結果、故障等の発生した空調設備を継続して使用することが困難である場合には、維持管理企業は市の承諾を得て、直ちに代替品を調達のうえ、施工するものとする。この場合においては、第 3 章及び第 4 章の規定を準用する。
- 4 第 2 項の修繕等並びに前項の代替品の調達及び施工に要する費用の負担は、維持管理企業が負担する。ただし、第 1 号又は第 2 号の場合においては、同項で定めるとおり負担するものとし、維持管理企業は、代替品の調達及び施工に要した費用の内訳及びそれを証する書類を添えて市に請求する。
 - (1) 第 1 項の故障等が生じた原因が市の責めに帰すべき事由に基づく場合には、市の負担とする。
 - (2) 第 1 項の故障等が生じた原因が不可抗力事由に基づくものである場合には、市及び維持管理企業は、別紙 10 に規定する負担割合に従い負担する。なお、経年劣化は不可抗力事由には含まれないものとする。
 - (3) 前各号に掲げる事由の全部又は一部が複合して空調設備の故障等が生じ、修繕等が必要となった場合の代替品の調達及び施工に要する費用の負担は、前各号の趣旨を踏まえて市と代表企業が協議して精算する。協議が調わない場合、市が精算額を決定し代表企業に通知するものとし構成企業はこれに従うものとする。

第 3 節 空調設備の使用に関する支援等

第46条（空調設備の取扱方法、操作方法等の支援）

維持管理企業は、空調設備の供用開始後において、市から空調設備の取扱方法、操作方法等について質問を受けた場合には、迅速かつ適切に説明及び支援を行う。

第47条（空調設備の稼働時間の計測）

維持管理企業は、別紙 1 に定める事業実施場所における空調稼働時間を、対象校単位で、別紙 4

の報告書に記載すべき内容を計測、記録し、その結果を市に報告しその確認を得るものとする。

第48条（エネルギー使用量の計測等）

- 1 維持管理企業は、本事業のみに使用されたエネルギー量を、対象校単位で、別紙 4 の報告書に記載すべき内容を計測、記録し、その結果を市に報告しその確認を得るものとする。
- 2 空調稼働時間とエネルギー使用量との関係を明らかにするため、前条の稼働時の計測と前項のエネルギー使用量の計測の始期及び終期は同一とする。

第49条（空調設備の効率的な使用のための支援）

維持管理企業は、第 47 条及び前条に基づき、各事業実施場所における空調設備の稼働状況等を記録し、分析を行った結果、省エネルギーの推進等、空調設備の効率的な使用のために改善の余地がある事業実施場所がある場合には、市に対して、空調設備の効率的な使用のための支援を行う。

第50条（空調設備の取扱等の変更時における支援）

維持管理企業は、第 45 条第 3 項に基づいて施工される空調設備の操作方法、取扱方法の変更等により、空調設備の使用について、支援する必要がある場合には、直ちに市に対し、適切な説明及び支援を行う。

第 6 章 移設等業務

第51条（対象校の統合整備等に伴う空調設備の移設等業務）

- 1 市が、本事業契約に規定する事業実施場所における空調設備の移設等（廃棄を含む。）を決定し、かつ当該移設を構成企業に実施させることを決定した場合、構成企業は、市の指示に基づき、業務水準に従い、移設等業務を行う。この場合、当該業務に要する合理的な費用は市が負担する。なお、その場合においては、第 4 章の規定を準用する。
- 2 前項に基づき移設される空調設備についても本事業契約の規定が適用されるが、市が前項に基づき廃棄を決定した空調設備については、第 63 条に基づき一部解除されるものとする。
- 3 第 1 項に基づき移設される空調設備について、市及び代表企業は、協議のうえ、業務水準を見直すことができる。

第52条（移設等に要する費用の負担）

市は、前条の移設等業務に要する合理的な費用を、別紙 8 で定める契約金額とは別に負担するものとする。この場合の費用の支払方法については、市及び構成企業が協議して定めるものとする。

第53条（移設等業務に関する第三者の使用）

- 1 構成企業は、移設等業務の一部に限って第三者に再委託又は請け負わせることができるものとし、業務の全部を第三者に再委託又は請け負わせることはできない。
- 2 構成企業は、移設等業務に当たって、第三者を使用する場合、事前に市に届け出てその承諾を得なければならない。なお、当該第三者が更に第三者を使用する場合においても同様とする。

第54条（移設等業務の責任）

- 1 構成企業は、本事業契約に別段の定めがある場合を除き、移設等業務に関する一切の責任を負担する。
- 2 前条の移設等業務に関する第三者の使用はすべて構成企業の責任において行うものとし、移設等業務に関して構成企業が直接又は間接に使用する第三者の行為はすべて構成企業の行為とみなし、当該第三者の責めに帰すべき事由は、すべて構成企業の責めに帰すべき事由として、構成企

業が責任を負うものとする。

第7章 モニタリング

第55条（モニタリング）

- 1 維持管理企業は、自らの費用負担において、業務水準を確保するために、セルフモニタリングを実施しなければならない。市は、維持管理企業が実施したセルフモニタリングの結果をもとに、市が自らの費用負担において実施するモニタリングを行う。
- 2 市が実施したモニタリングの結果、空調設備の性能及び維持管理企業の業務内容が客観的に性能基準を満たしていない事項が存在することが判明した場合、市は構成企業に対し、改善要求措置その他相当の期間を定めて当該違反を是正すべき旨を勧告する。
- 3 構成企業は、市から前項に基づく是正指示を受けた場合には、直ちに是正し、是正後速やかに市に対し、当該指示に対する対応状況を報告するとともに、第42条第4項に規定する半期業務報告書においても報告しなければならない。
- 4 第2項の是正勧告にもかかわらず、合理的な理由なく、市の定めた期間内に改善が認められない場合、市は、別紙8に記載する空調設備の維持管理業務に関する対価（以下「維持管理業務に係る対価」という。）の全部又は一部について、別紙7に規定する方法に基づき減額を行うことができる。この場合、市は第58条第3項に定める業務検査確認の結果の通知に際し、減額の根拠となる事項及び減額すべき金額を代表企業に通知するものとする。
- 5 第42条第4項に規定する半期業務報告書において、空調設備に係る性能が、構成企業の責めに帰すべき事由により、空調設備に係る性能基準を満たしていないことに起因して、市が負担したエネルギーコストの増加分については、市は合理的な範囲内で構成企業に当該費用の負担を求めることができるものとし、構成企業はこれを負担しなければならない。構成企業は、支払義務を負うにもかかわらず、これを履行しない場合、市は、第58条に定める維持管理業務にかかる対価から相当額を控除できるものとする。
ただし、本項による規定は第37条に規定する供用開始から1年間は除くものとする。
- 6 空調設備に係る性能基準を客観的に満たしていない理由が、構成企業の故意又は重大な過失によるものであると判明した場合、市は構成企業に対し、損害賠償を請求することができる。
- 7 市は、本条に規定する説明及び確認の実施を理由として、空調設備に係る性能基準及び第5章に規定する空調設備の維持管理業務の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

第8章 その他の業務

第56条（その他の業務）

- 1 構成企業は、空調設備の設計業務、施工業務、工事監理業務、維持管理業務及び移設等業務の他、自らが事業者提案書類において担当すると明示した業務（以下「その他の業務」という。）を自らの責任及び費用負担において行う。
- 2 市の責めに帰すべき事由（市の指示又は請求（構成企業のいずれかの責めに帰すべき事由に起因する場合を除く。）、入札説明書等の不備、市による変更（構成企業のいずれかの責めに帰すべき事由に起因する場合、法令変更又は不可抗力による場合を除く。）、又は市による設計書類等の変更（各構成企業のいずれかの責めに帰すべき事由に起因する場合、法令変更又は不可抗力による場合を除く。）を含む。）によりその他の業務に係る費用が増加する場合又は損害が発生した場合、市は、合理的と認められる範囲で当該増加費用又は当該損害を負担する。
- 3 構成企業の責めに帰すべき事由により自らの担当するその他の業務に係る費用が増加する場合又は損害が発生した場合、構成企業が当該増加費用又は当該損害を負担する。
- 4 法令の変更又は不可抗力によりその他の業務に係る費用が増加する場合又は損害が発生した場合、第72条又は第74条に従う。

第9章 本事業に係る対価の支払い

第57条（設計業務、施工業務、工事監理業務に係る対価の支払）

- 1 市は、別紙 8 に記載される金額のうち、設計・施工・工事監理業務（その他業務がある場合はその他業務を含む。以下同じ。）に関する対価を、代表企業の指定する口座に振込入金する方法により支払う。
- 2 構成企業は本事業契約締結後直ちに保証事業会社と、工事完成の時期を保証期間とする公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 2 項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を市に寄託して、設計業務、工事監理業務に係る対価の各 10 分の 3 以内の費用、及び施工業務に係る対価の 10 分の 4 以内の費用に相当する範囲で代表企業を通じて前払金を請求するものとする。市は、当該請求があったときは、14 日以内に、当該前払金を代表企業の指定する口座[（前払金の受領のみを目的とする口座とする。）]に振込入金する方法により支払う。
- 3 第 18 条第 1 項の市の確認が全対象校完了したときは、構成企業は代表企業を通じて市に対して、設計業務に関する対価から前払金を控除した残額を請求することができる。当該請求があったときは、市は、請求を受けた日から 30 日以内に、当該請求額を代表企業の指定する口座に振込入金する方法により支払う。
- 4 構成企業は代表企業を通じて市に対して、第 37 条に定める全対象校の空調設備の引渡し完了後に、施工・工事監理業務に関する対価から前払金を控除した残額を請求することができる。市は、当該請求があったときは、請求を受けた日から工事監理業務に関する対価は 30 日以内に、施工業務に関する対価は 40 日以内に、当該請求額を代表企業の指定する口座に振込入金する方法により支払う。
- 5 設計企業、施工企業又は工事監理企業は、代表企業に対し、第 1 項から第 4 項に係る請求及び代表企業の指定する口座による受領を委任し、代表企業はこれを受任する。代表企業と設計企業、施工企業及び工事監理企業は、本事業契約が有効である限り、本項の委託関係を解除、取消、撤回等理由の如何を問わず、解消することはできない。

第58条（維持管理業務に係る対価の支払）

- 1 市は、別紙 8 に記載される金額のうち、維持管理業務（その他業務がある場合はその他業務を含む。以下同じ。）に係る対価について、維持管理期間中、年 2 回、代表企業の指定する口座に振込入金する方法により支払う。
- 2 維持管理企業は、代表企業に対し、維持管理業務に係る請求及び受領業務（代表企業の指定する口座による受領）を委託し、代表企業はこれを受託する。代表企業と維持管理企業は、本事業契約が有効である限り、本項の組合関係及び委託関係を解除、取消、撤回等理由の如何を問わず、解消することはできない。
- 3 代表企業は、維持管理業務に係る対価の支払いを受けるに当たり、維持管理企業をして半期業務報告書を市に提出させ、市は、同報告書の受領日から 10 日以内に維持管理企業の業務内容についての業務検査確認を実施し、維持管理企業に対して業務検査の結果を通知するものとする。
- 4 代表企業は、維持管理企業が前項の半期業務報告書に関する業務検査確認の結果についての市の合格通知を受領したときは、当該合格通知に従い当該通知の受領日から 7 日以内に維持管理業務の対価に係る請求書を市に対して提出するものとし、市は当該請求書の受領日から 30 日以内に支払う。ただし、第 55 条第 4 項に基づく維持管理業務に係る対価が減額された場合、代表企業は減額の通知を受けた金額を控除したその余の対価の支払いに係る請求書を市に対して提出するものとし、市は、当該請求書に記載の金額を対価として支払うものとする。
- 5 代表企業の市に対する請求書の提出が前項に定める期限より遅れた場合には、その遅れた日数分、市から代表企業に対する半期分の維持管理業務の対価の支払期限も延長されるものとする。

第59条（対価の減額・改定）

- 1 市の行為（市の請求に基づく設計書類等の変更を含む。）、法令の変更又は不可抗力により本事業

業に係る費用が減少した場合、市はその減少費用を別紙 8 に定める本事業に係る対価から減額することができる。

- 2 市は代表企業と協議したうえで、維持管理業務に係る対価について物価変動に応じて別紙 9 に定める算定方法に従って改定するものとする。

第60条（対価の返還）

第 42 条に規定する維持管理業務に係る報告書等に虚偽の記載があることが判明し、市がこれを代表企業に対して通知した場合、代表企業は市に対して、当該虚偽の記載がなければ、市が第 55 条の規定に従い、減額し得た対価の金額を請求することができ、構成企業は代表企業を通じて速やかに当該請求に従って請求額を市の指定する方法で支払うものとする。

第 10 章 契約の終了

第61条（構成企業の債務不履行等による契約解除）

- 1 市は、構成企業が次の各号の一に該当するときは、本事業契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) 構成企業の責に帰すべき事由により履行期間内に業務が完了しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- (3) 本事業契約に基づき設置すべき現場代理人、主任技術者、専門技術者等の必要な者を設置しなかったとき。
- (4) 前3 号に掲げる場合のほか、本事業契約に違反し、その違反により本事業契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 本事業契約の規定によらないで本事業契約の解除を申し出たとき。
- (6) 構成企業が次の各号のいずれかに該当するものとして、市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第3 条に規定する警察等関係行政機関からの通報又は同要綱第4 条に規定する警察等関係行政機関への照会に対する回答により、契約の相手方として不適当であると認められるとき。

ア 構成企業又はその役員等（法人にあっては、非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長及びその他これに類する地位にある者並びに経営に実質的に関与している者をいう。法人格を有しない団体にあっては、代表者及び経営に実質的に関与している者をいう。個人にあっては、その者及び支配人をいう。以下この号において同じ。）が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれのある団体（以下「暴力団」という。）の関係者であると認められるとき、又は暴力団関係者（暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者又は集団的若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者として、警察等捜査機関から通報があった者若しくは警察等捜査機関が確認した者をいう。以下この号において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められるとき。

イ 構成企業又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 構成企業又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団関係者が経営又は運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に対して直接又は間接を問わず資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 構成企業又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者と松阪市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱別表第 1 に基づく密接な関係を有していると認められるとき。

オ 構成企業又はその役員等が、暴力団又は暴力団関係者と松阪市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱別表第 1 に基づく社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 構成企業又はその役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質

的に関与していると認められる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

- キ 役員等又はその使用人が、業務（個人の私生活上の行為以外の構成企業の業務全般をいう。）に関し、暴力行為（暴行、脅迫、傷害、毀棄などの刑罰法令にふれる行為をいう。）を行ったと認められるとき。
- ク 構成企業が、市の発注する工事又は委託の契約等を履行するに当たり、市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱別表第1に掲げる一に該当する者であることを知りながら、その者を下請負人として使用又は再委託したとき。
- ケ また、構成企業が、市の発注する工事又は委託の契約等を履行するに当たり、市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱別表第1に掲げる一に該当する者を下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人を含む。）として使用又は再委託（すべての再委託を含む。）していた場合に発注者が構成企業に対し又は構成企業を通じて当該契約の解除を求め、構成企業がこれに従わなかったとき。
- コ 構成企業が、市の発注する工事又は委託の契約等に関し、暴力団員等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若しくは発注者への報告を怠り、著しく信頼を損なう行為であると認められるとき。

第61条の2（契約が解除された場合等の違約金）

- 1 前条の規定によりこの契約が解除された場合、又は構成企業がその債務の履行を拒否し、若しくは、構成企業の責に帰すべき事由によって構成企業の債務について履行不能となった場合においては、構成企業は、次の各号の場合に応じて各号記載の額の10分の3に相当する額を違約金として市の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 代表企業から市に対する空調設備の引渡しの前 別紙8に定める設計、施工、工事監理業務に関する対価に消費税及び地方消費税相当額を加算した額
 - (2) 代表企業から市に対する空調設備の引渡しの後 空調設備の1年分の維持管理業務に係る対価に消費税及び地方消費税相当額を加算した額
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、第1項の、構成企業の責に帰すべき事由によって構成企業の債務について履行不能となった場合に該当する場合とみなす。
 - (1) 構成企業について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 構成企業について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 構成企業について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 市の損害額が本条に規定する違約金の額を超える場合においては、市がその超過分につき賠償を請求することを妨げない。

第61条の3（独占禁止法による契約解除）

- 1 市は、構成企業が本事業契約に関して、次のいずれかに該当したときは、本事業契約を解除することができる。
 - (1) 本事業契約に関し、構成企業が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は構成企業が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が構成企業に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が構成企業又は構成企業が構成事業者である事業者団体（以下「構成企業等」という。）に対して行われたときは、構成企業等に対する命令で確定したものをいい構成企業等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命

令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本事業契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (3) 納付命令又は排除措置命令により、構成企業等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が構成企業に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 本事業契約に関し、構成企業（構成企業が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

第61条の4（賠償の予約）

- 1 構成企業は、第61条の3各号のいずれかに該当するときは、市が本事業契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、別紙8に定める設計、施工、工事監理業務に関する対価に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の100分の20に相当する額を市が指定する期間内に支払わなければならない。空調施設の引渡後も同様とする。
- 2 本事業契約に関し、前項の規定に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したとき、構成企業は、市の請求に基づき、前項に規定する額に加え、別紙8に定める設計、施工、工事監理業務に関する対価に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の100分の10に相当する額を賠償金として支払わなければならない。
 - (1) 本事業契約に関し構成企業が市に対して入札心得第5の4の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出していたとき。
 - (2) 前条各号に規定する刑に係る確定判決において、構成企業が違反行為の首謀者であると判示されているとき。
 - (3) 前条各号に該当する内容で「松阪市建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領」により、指名（入札参加資格）停止を受け、指名（入札参加資格）停止措置期間満了後10か年を経過していないとき。
 - (4) 市の職員が競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する罪）又は談合（第96条の6第2項に規定する罪）の罪に係る確定判決において、構成企業が市の職員に不正な働きかけを行った旨判示されているとき。
- 3 前2項の規定は、市の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、市がその超過分につき賠償を請求することを妨げない。

第61条の5（解除に伴う措置）

- 1 代表企業から市に対する空調設備の引渡しの前に第61条又は第61条の3により本事業契約が解除された場合、市は、空調設備の出来形部分が存在する場合、これを検査のうえ、その全部又は一部を出来形部分の評価額に相当する対価を支払って、出来形部分の引き渡しを受けることができ、当該出来形部分の評価額と本事業契約に基づき構成企業が市に支払うべき違約金又は賠償金その他の金銭債務を対当額で相殺することにより決済することができる（ただし市はかかる義務を負わない。）。この場合、市は、相殺後の残額を、市の選択により、一括払い又は分割払いによって支払う。市と代表企業は、分割払いの場合の金利及び支払スケジュールについて協議を行う。
- 2 前項の場合において、市が被った損害の額が本事業契約に基づき構成企業が市に支払うべき違約金又は賠償金その他の金銭債務の総額を超過する場合は、市は、かかる超過額について構成企業に損害賠償請求を行うことができ、市は空調設備の出来形部分の引き渡しを受ける場合には、当該出来形部分の評価額と上記損害賠償請求権を対当額で相殺することにより決済することができる。
- 3 第2項の場合において、市が空調設備の出来形部分の引き渡しを受けない場合、構成企業は、

自らの費用と責任により、事業実施場所を原状回復したうえで市に引き渡さなければならない。構成企業が、本項に従い速やかに原状回復を行わないときは、市は構成企業に代わって原状回復を行うことができ（ただし市はかかる義務を負わない。）、構成企業はこれに対し異議を申し出ることができず、市はこれに要した費用を構成企業に求償することができる。

- 4 施工企業から市に対する空調設備の引渡し後に、第 61 条又は第 61 条の 3 により本事業契約が解除された場合、当該解除の効力は将来に向かってのみ生じ、当該解除時点までに生じた権利関係（本空調設備の帰属を含むがこれに限らない。）は当該解除により影響を受けないものとする。

第62条（市の債務不履行による契約解除）

- 1 契約期間において、市が、本事業契約上の重要な義務に違反し、かつ、市が代表企業による通知の後 60 日以内に当該違反を是正しない場合、代表企業は構成企業を代表して本事業契約を解除することができる。ただし、構成企業から市に対する空調設備の引渡しの前に本条に基づき本事業契約が解除された場合で、空調設備の出来形部分が存在する場合、市は、これを検査のうえ、検査に合格した部分の引き渡しを受けるものとする。
この場合、市は、当該出来形部分に相応する構成企業が要した費用を、市の選択により、一括払い又は分割払いによって支払う。市と代表企業は、分割払いの場合の金利及び支払スケジュールについて協議を行う。
- 2 前項に基づき本事業契約が解除された場合、市は、構成企業に対し、当該解除により構成企業が被った損害及び合理的な増加費用（構成企業のいずれかの責めに帰すべき事由に起因するものを除く。）を、代表企業の指定する口座に振込入金する方法により賠償する。
- 3 前条第 6 項の規定は、本条の解除に準用する。

第63条（対象校の統合等に伴う一部解除）

- 1 対象校の統合整備等がなされる場合において、第 51 条に基づき空調設備が別の対象校の普通教室等に移設されない場合、当該空調設備に関する本事業契約の一部について、市が解除するものとする。
- 2 前項に基づき、本事業契約が一部解除された場合の処理は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 市は、一部解除となった空調設備に関する解除後の維持管理業務に係る対価の支払いを免れる。
 - (2) 市は、構成企業に対し、本事業契約の一部解除により構成企業が被った損害を合理的な範囲内において賠償するものとし、負担方法については、構成企業と協議を行う。この場合において、構成企業は、当該費用の内訳及びこれを証明する書類を添えて市に請求するものとする。

第64条（法令変更による契約解除）

- 1 契約期間において、本事業契約の締結後における法令変更により、市が本事業の継続が困難と判断した場合又は本事業契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、市は、代表企業と協議のうえ、本事業契約の全部を解除することができる。ただし、市に対する空調設備の引渡しの前に本条に基づき本事業契約が解除された場合で、空調設備の出来形部分が存在する場合、市は、これを検査のうえ、その全部又は一部の引き渡しを受ける。この場合、市は、当該出来形部分に相応する構成企業が要した費用を、市の選択により、一括払い又は分割払いによって支払う。市と代表企業は、分割払いの場合の金利及び支払スケジュールについて協議を行う。
- 2 前項による解除がされた場合で、市が出来形部分の引き渡しを受けない場合、市は代表企業に対して、事業実施場所の原状回復を求めることができる。
- 3 前項による原状回復の費用若しくは出来形部分がない場合に構成企業が第 1 項の解除までに要した費用の負担又は構成企業に生じた損害の負担については、市と協議を行うものとし、市は当該協議を踏まえ、対価を支払うものとする。
- 4 第 61 条第 6 項の規定は、本条の解除に準用する。

第65条（不可抗力による契約解除）

- 1 契約期間において、本事業契約の締結後における不可抗力により、市が本事業の継続が困難と判断した場合又は本事業契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、市は、代表企業と協議のうえ、本事業契約の全部を解除することができる。ただし、市に対する空調設備の引渡しの前に本条に基づき本事業契約が解除された場合で、空調設備の出来形部分が存在する場合、市は、これを検査のうえ、その全部又は一部の引き渡しを受ける。この場合、市は、当該出来形部分に相応する構成企業が要した費用を、市の選択により、一括払い又は分割払いによって支払う。市と代表企業は、分割払いの場合の金利及び支払スケジュールについて協議を行う。
- 2 前項による解除がされた場合で、市が出来形部分の引き渡しを受けない場合、市は代表企業に対して、事業実施場所の原状回復を求めることができる。
- 3 前項による原状回復の費用若しくは出来形部分がない場合に構成企業が第1項の解除までに要した費用の負担又は構成企業に生じた損害の負担については、市と協議を行うものとし、市は当該協議を踏まえ、対価を支払うものとする。
- 4 第61条第6項の規定は、本条の解除に準用する。

第66条（事業契約終了に際しての処置）

- 1 構成企業は、本事業契約が終了した場合において、事業実施場所又は空調設備に構成企業が所有又は管理する工事材料、建設・業務機械器具、仮設物その他の物件があるときは、当該物件を撤去するとともに、事業実施場所又は空調設備を修復し、取り片付けて市に明け渡さなければならない。
- 2 前項の場合において、構成企業が正当な理由なく、相当な期間内に当該物件を明け渡さず、又は事業実施場所若しくは空調設備の修復若しくは取り片付けを行わないときは、市は、構成企業に代わって当該物件を処分し、事業実施場所又は空調設備の当該修復又は取り片付けを行うことができる。この場合においては、構成企業は、市の処置について異議を申し出ることができず、又、市が当該処置に要した費用を負担する。
- 3 構成企業は、本事業契約が終了した場合において、その終了事由のいかんにかかわらず、直ちに、市に対し、市が空調設備を維持管理するために必要な資料を全て引き渡さなければならない。

第67条（終了手続の費用負担）

本事業の終了に際し、終了手続に伴い発生する諸費用等については、本事業契約に別段の定めがある場合を除き、構成企業がこれを負担する。

第11章 表明・保証及び誓約

第68条（事実の表明・保証及び誓約）

- 1 構成企業は、市に対して、本事業契約締結日現在において、自らにつき次の各号の事実を表明し、保証する。
 - (1) 構成企業が、日本国の法律に基づき適法に設立され、有効に存在する法人であり、かつ、自らの財産を所有し、本事業契約を締結し、及び本事業契約の規定に基づき義務を履行する権限及び権利を有していること。
 - (2) 構成企業による本事業契約の締結及び履行は、構成企業の目的の範囲内の行為であり、構成企業が本事業契約を締結し、履行することにつき法令上及び構成企業の内部規則上要求されている一切の手続を履践したこと。
 - (3) 本事業契約の締結及び本事業契約に基づく義務の履行は、構成企業に適用のある法令及び各構成企業の内部規則に違反せず、構成企業が当事者であり、若しくは構成企業が拘束さ

れる契約その他の合意に違反せず、又は構成企業に適用される判決、決定若しくは命令の条項に違反しないこと。

- (4) 本事業契約は、その締結により適法、有効かつ拘束力ある構成企業の債務を構成し、本事業契約の規定に従い強制執行可能な構成企業の債務が生じること。
- 2 構成企業は、本事業契約に基づく債権債務が消滅するに至るまで、次の各号の事項を市に対して誓約する。
- (1) 本事業契約を遵守すること。
 - (2) 構成企業は、市の事前の書面による承諾なしに、本事業契約上の地位及び権利義務、並びに、本事業等について市との間で締結した契約に基づく契約上の地位及び権利義務について、譲渡、担保提供その他の処分をしないこと。
- 3 市が前項第2号の承諾を与える場合には、以下の各号の条件を付すことができる。
- (1) 市が、本事業契約の内容について必要な変更を行うこと。
 - (2) 市が構成企業に対して本事業契約に基づく金銭支払請求権（違約金請求権及び損害賠償請求権を含む。）を取得した場合には、当該請求権相当額を本事業に係る対価から控除できること。
 - (3) 譲渡その他担保権の設定を受けた者の代表者、役員又は商号に変更があった場合、直ちに市に通知すること。

第12章 契約保証金等

第69条（契約保証金等）

- 1 施工企業は契約保証金として、次の第1号に掲げる金額を市に納付しなければならない。維持管理企業は、次の第2号に掲げる金額を市に納付しなければならない。
 - (1) 別紙8の「1」に記載する空調設備の設計、施工、工事監理、その他業務に関する対価の30%相当額以上の金額
 - (2) 別紙8の「1」に記載する空調設備の維持管理、その他業務に関する対価の1年間に相当する対価の30%相当額以上の金額
- 2 前項各号の契約保証金の納付は、本事業契約の仮契約締結までに行うものとする。
- 3 第1項に従い納付された契約保証金は、次の各号に規定する時期に、施工企業又は維持管理企業の請求に基づき返還する。
 - (1) 第1項第1号の契約保証金については、全ての空調設備の市への引渡しの後、施工企業の請求を受けて速やかに
 - (2) 第1項第2号の契約保証金については、本事業契約の終了後、維持管理企業の請求を受けて速やかに
- 4 施工企業又は維持管理企業は、第1項の契約保証金の納付に代えて、市の認める有価証券を担保として市に提供することができる。
- 5 施工企業が、本事業契約の履行を保証する市を被保険者とする履行保証保険に加入し、その保険証券を市に提出したとき又は、本事業契約による債務の不履行により生ずる損害の賠償金の支払いを保証する銀行又は市が確実と認める金融機関等の保証契約を締結し、その保証契約書を市に提出したときは、市は、第1項第1号に掲げる契約保証金の納付を免除または納付したものとする。なお、保証金額は、第1項第1号に掲げる金額とする。
- 6 維持管理企業が、本事業契約の履行を保証する市を被保険者とする履行保証保険に加入し、その保険証券を市に提出したとき又は、本事業契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は市が確実と認める金融機関等の保証契約を締結し、その保証契約書を市に提出したときは、市は、第1項第2号に掲げる契約保証金の納付を免除する。なお、保証金額は、第1項第2号に掲げる金額とする。
- 7 前項の履行保証保険は、毎年度の始期までに更新された保険によることもできるものとする。

この場合において、新たな履行保証保険証券が発行される場合は、維持管理企業は当該発行後速やかに（遅くとも毎年度の始期までに）市に提出しなければならない。

- 8 市は、第 1 項により納付された保証金、第 4 項により契約保証金の代わりに市に提供された有価証券、第 5 項及び第 6 項に従い加入された履行保証保険の受領済保険金並びに第 5 項及び第 6 項に従い締結された保証契約の受領済保証金を、施工企業又は維持管理企業の本事業契約に基づき構成企業が市に支払うべき違約金又は損害金に充当できるものとする。市がかかる充当を行った場合で、かつ、本事業契約の全部解除がなされていない場合、施工企業又は維持管理企業は、充当の通知を受けた日から 7 日以内に、保証金又は有価証券を、本条の規定する額まで補填するものとする。

第 13 章 付保すべき保険等

第70条（付保すべき保険等）

- 1 構成企業は、自らの費用負担の下に、損害保険会社との間で、市の承諾する別紙 12 の 1.(1)及び 1.(2)に記載する内容の保険契約を、各々の保険期間の始期までに締結し、締結後速やかに、市に対し、当該保険証券を呈示するとともに、原本の写しであることを証する旨の作成者の文言及び押印のある当該保険証券の写しを交付するものとする。
- 2 構成企業は、別紙 12 の 1.(1)、1.(2)に各々定める保険期間中、保険契約を維持しなければならない。
- 3 別紙 12 の 1.(1)に記載する保険に基づき市又は構成企業が保険金を受領した場合、当該保険金額相当額は、まず、当該保険金受領発生原因となった事由により生じた追加費用又は損害のうち、市が負担すべき追加費用又は損害の額から控除し、その控除後も残余があるときは、当該残余額につき、構成企業が負担すべき追加費用又は損害の額から控除する。

第 14 章 法令変更

第71条（通知の付与及び協議）

- 1 構成企業が、本事業契約の締結日以降に法令が変更されたことにより、入札説明書等、事業者提案書類若しくは設計書類等に従い空調設備の施工ができなくなった場合、又は入札説明書等若しくは事業者提案書類で提示された条件に従って本事業契約を履行できなくなった場合、代表企業は、その内容の詳細を、直ちに市に対して通知しなければならない。この場合において、市及び構成企業は、当該通知以降、本事業契約に基づく自らの義務が適用法令に違反することとなったときは、当該法令に違反する限りにおいて、履行期日における当該義務の履行義務を免れる。ただし、市及び構成企業は、法令変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 2 市が代表企業から前項の通知を受領した場合、市、構成企業は、当該法令変更に対応するために、速やかに空調設備の設計及び施工、別紙 2 の日程表、本事業契約等の変更について協議する。かかる協議にもかかわらず、協議開始の日から 30 日以内に本事業契約等の変更について合意が成立しない場合は、市が法令変更に対する対応方法を代表企業に対して通知し、構成企業はこれに従い本事業を継続する。

第72条（法令変更による増加費用・損害の扱い）

法令変更により、本事業につき、構成企業に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、別紙 11 に従う。

第 15 章 不可抗力

第73条（通知の付与及び協議）

- 1 構成企業は、不可抗力により、入札説明書等、事業者提案書類若しくは設計書類等に従い空調設備の施工ができなくなった場合、又は入札説明書等若しくは事業者提案書類で提示された条件に従って本事業契約を履行できなくなった場合、代表企業は、その内容の詳細を、直ちに市に対して通知しなければならない。この場合において、市及び構成企業は、当該通知以降、当該不可抗力による履行不能の範囲において、本事業契約に基づく履行期日における履行義務を免れる。ただし、市及び構成企業は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく適切な対応手順にしたがい、早急に対応措置をとり不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 2 市が代表企業から前項の通知を受領した場合、市、構成企業は、当該不可抗力に対応するために、速やかに空調設備の設計及び施工、別紙 2 の日程表、本事業契約等の変更について協議する。かかる協議にもかかわらず、協議開始の日から 30 日以内に本事業契約等の変更について合意が成立しない場合は、市が不可抗力に対する対応方法を代表企業に対して通知し、構成企業はこれに従い本事業を継続する。

第74条（不可抗力による増加費用・損害の扱い）

不可抗力により、本事業につき、構成企業に合理的な増加費用又は損害が発生した場合、当該増加費用又は損害の負担は、別紙 10 に従う。

第 16 章 雑則

第 1 節 著作権等

第75条（提出書類の著作権等）

- 1 市は、別紙 4 に定める提出書類及び空調設備について、市の裁量により無償利用する権利及び権限を有し、その利用の権利及び権限は、本事業契約の終了後も存続する。
- 2 前項の別紙 4 に定める提出書類及び空調設備が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に定める著作物に該当する場合には、著作権法第 2 章及び第 3 章に規定する著作者の権利の帰属は、著作権法の定めるところによる。
- 3 前項にかかわらず、構成企業は、市が別紙 4 に定める提出書類及び空調設備を次の各号に掲げるところにより利用をすることができるようにしなければならない。自ら又は著作者（市を除く。以下本条において同じ。）をして、著作権法に定める権利（同法第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項に定める権利を含む。）を行使し又は行使させてはならない。
 - (1) 別紙 4 に定める提出書類又は空調設備の内容を公表すること。
 - (2) 空調設備の完成、修繕等のために必要な範囲で、市及び市の委託する第三者をして複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。
 - (3) 空調設備を写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
- 4 構成企業は、自ら又は著作者をして、次の各号に掲げる行為をし又はさせてはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得た場合は、この限りでない。
 - (1) 第 2 項の著作物に係る著作権を第三者に譲渡、担保提供その他の方法で処分し、又は承継させること。
 - (2) 別紙 4 に定める提出書類及び空調設備の内容を公表すること。
 - (3) 空調設備に設計企業又は著作者の実名又は変名を表示すること。
- 5 構成企業は、自ら又は著作者が前項第 1 号により著作権を第三者に譲渡又は承継させる場合、当該第三者に、前二項に掲げる義務を負わせなければならない。

第76条（著作権その他の権利の侵害の防止）

- 1 構成企業は、その作成する成果物及び関係書類（別紙4に定める提出書類及び空調設備を含む。以下同じ。）が、第三者の有する著作権その他の権利を侵害しないことを、市に対して保証する。
- 2 構成企業は、その作成する成果物及び関係書類が、第三者の有する著作権その他の権利を侵害し、第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、その賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。かかる著作権その他の権利の侵害に関して、市が損害の賠償を行い又は費用を負担した場合（ただし、市は、いかなる場合においても、構成企業に代わって当該損害の賠償を行い又は費用を負担する義務を負わない。）には、構成企業は、市に対し、かかる損害及び費用の全額を補償する。

第77条（特許権等の使用）

構成企業は、特許権等の産業財産権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任（ライセンスの取得、ライセンス料の支払及びこれらに関して発生する費用の負担を含むが、これらに限らない。）を負わなければならない。ただし、市が、市及び構成企業以外の第三者の産業財産権の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を指定した場合において、入札説明書等に当該第三者の産業財産権の対象である旨の明示がなく、かつ構成企業も当該第三者の産業財産権の対象であることを知らなかったときに限り、市はその使用に関する責任を負う。

第2節 その他

第78条（公租公課の負担）

本事業契約及びこれに基づき締結される合意に関連して生じる公租公課は、全て構成企業の負担とする。市は、代表企業に対して本事業に係る対価並びにこれに対する消費税及び地方消費税を支払うほか、本事業契約に関連する全ての公租公課について、本事業契約に別段の定めのある場合を除き負担しない。本事業契約締結時点で市及び構成企業に予測不可能であった新たな公租公課の負担が当該構成企業に発生した場合には、その負担については、別紙11に従う。

第79条（協議）

- 1 本事業契約において、協議が予定される事由が発生した場合、市及び代表企業は、速やかに協議の開催に応じなければならない。又、本事業契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本事業契約の解釈に関して疑義が生じた場合、市と代表企業は、その都度、誠意をもって協議し、これを定める。
- 2 代表企業は、市の要請があった場合には、当該要請に応じて前項の協議に構成企業を出席させる義務を負う。

第80条（秘密保持）

- 1 市及び構成企業は、互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密情報を相手方、自ら若しくは相手方の代理人若しくはコンサルタント又は本事業に係る融資契約の貸付人、その代理人若しくはコンサルタント以外の第三者に漏らし、又は本事業契約の履行以外の目的に使用してはならない。ただし、市又は構成企業が法令に基づき開示する場合はこの限りではない。ただし、次の情報は、本項の秘密情報に含まれないものとする。
 - (1) 開示の時点で公知である情報
 - (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
 - (3) 開示の後に市又は構成企業の責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
 - (4) 市及び構成企業が本事業契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合

意した情報

- 2 構成企業は、契約期間中、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、松阪市個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する全ての関係諸法令を遵守し、本事業の業務を遂行するに際して知り得た個人のプライバシーに関わる事実を漏洩してはならない。構成企業は、契約期間中及び本事業契約終了後においても、松阪市個人情報保護条例及び市の定めるその他個人情報保護に関わる基準に合致する個人情報の安全管理体制を整備し、これを維持する。
- 3 構成企業は、本事業契約の履行のため、第三者に対して秘密情報の取扱いを再委託する必要がある場合は、当該第三者に対し、本条の義務と同等以上の義務を遵守させるものとする。
- 4 構成企業若しくは秘密情報の取扱いを委託した第三者が本条の義務に違反したこと、又は、構成企業若しくは当該第三者の責めに帰すべき事由に起因して個人情報の漏えい等の事故が発生したことによって、市が損害を被った場合、構成企業は市に対しその損害を賠償するとともに、市が必要と考える措置をとらなければならない。

第81条（請求、通知等の様式その他）

- 1 本事業契約並びにこれに基づき締結される一切の合意に定める請求、通知、報告、説明、回答、申出、承諾、同意、確認、勧告、催告、要請、契約終了通知及び解除（以下「通知等」という。）は、他の方法によることにつき、市と構成企業で合意した場合を除き、書面により行わなければならない。なお、市及び構成企業は、通知等の宛先を各々相手方に対して別途通知する（構成企業が行う場合には代表企業を通じて通知するものとする。）。
- 2 前項に基づく通知等につき、市は、代表企業に対して通知等を行えば足り、これをもって該当する構成企業に対して通知等がなされたものとみなす。代表企業は、自らの責任により、構成企業に通知等がなされたこと及びその内容につき知らしめ、構成企業に通知等に対する対応を行わせる。なお、本項の規定は、市が直接該当する構成企業に通知等を行うことを妨げるものではない。
- 3 代表企業が市に対して行う通知等は、構成企業を代表して構成企業の承諾を得て行われたものとみなす。
- 4 本事業契約の履行に関して市と構成企業の間で用いる計量単位は、設計書類に特別の定めがある場合を除き、「計量法」（平成 4 年法律第 51 号）に定める。
- 5 期間の定めについては、「民法」（明治 29 年法律第 89 号）及び「商法」（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによる。
- 6 本事業契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

第82条（延滞利息）

市又は構成企業が本事業契約に基づき行うべき支払が遅延した場合、市又は構成企業は、未払い額につき、当初指定された期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）の割合を乗じて計算した金額を加算して支払わなければならない。

第83条（誓約書の提出）

構成企業及び松阪市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 35 号。以下「暴力団排除条例」という。）第 7 条に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）は、暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でないことをそれぞれが表明した誓約書を、構成企業がとりまとめて市に提出しなければならない。ただし、市が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

第84条（解釈等）

- 1 市と構成企業は、本事業につき、本事業契約と共に、実施方針、実施方針に対する質問への回答、入札説明書等、入札説明書等に対する質問への回答（その後の変更を含む。）、事業者提案書類の定めは、すべて本事業契約の契約内容を構成することを確認する。
- 2 前項記載の書類等の間に記載の齟齬がある場合、本事業契約、入札説明書等に対する質問への回答、入札説明書等、実施方針に対する質問への回答、実施方針、事業者提案書類の順にその解釈が優先する。ただし、事業者提案書類とこれに優先する書類等との間に齟齬がある場合で、事業者提案書類に記載された性能又は水準が事業者提案書類に優先する前項記載の書類等に記載されたものを上回るときは、その限度で事業者提案書類の記載が優先するものとする。
- 3 前項記載の同一順位の書類等の記載内容に矛盾、齟齬が存在する場合には、市の選択によるものとする。ただし、事業者提案書類の記載内容に矛盾、齟齬が存在する場合には、市は、構成企業と協議のうえ、かかる記載内容に関する事項を決定する。

第85条（準拠法）

本事業契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。

第86条（管轄裁判所）

本事業契約に関する紛争については、津地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとし、同裁判所の専属的管轄に服することに合意する。

（以下余白）

本事業契約締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、松阪市及び代表企業が本書各自1通を保有する。構成企業においては、写しを保有する。

平成30年12月●●日

市

住 所 松阪市殿町1340番地1
松阪市
代表者 松阪市長 竹上 真人

構成企業 (代表企業)

住 所 ●
●
●

構成企業

住 所 ●
●
●

構成企業

住 所 ●
●
●

構成企業

住 所 ●
●
●

別紙1 本事業の対象校一覧及び対象教室

対象校	対象 室数	内訳			
		普通教室	音楽室等	給食室	ランチル ーム
1 第一小学校	12	10	1	1	
2 第二小学校	11	9	1	1	
3 第三小学校	15	14	1		
4 第四小学校	27	26	1		
5 第五小学校	26	25	1		
6 幸小学校	25	23	1	1	
7 松江小学校	18	17	1		
8 伊勢寺小学校	12	10	1	1	
9 阿坂小学校	9	7	1	1	
10 松ヶ崎小学校	9	7	1	1	
11 港小学校	15	13	1	1	
12 東黒部小学校	9	7	1	1	
13 西黒部小学校	9	7	1	1	
14 機殿小学校	10	7	1	1	1
15 朝見小学校	9	7	1	1	
16 掃水小学校	14	12	1	1	
17 漕代小学校	9	7	1	1	
18 花岡小学校	24	23	1		
19 松尾小学校	16	15	1		
20 大河内小学校	10	7	1	1	1
21 南小学校	9	7	1	1	
22 射和小学校	11	9	1	1	
23 山室山小学校	25	23	2		
24 徳和小学校	36	34	2		
25 豊地小学校	1		1		
26 中川小学校	26	24	2		
27 豊田小学校	8	7	1		
28 中原小学校	10	9	1		
29 天白小学校	24	22	2		
30 鶴小学校	9	8	1		
31 小野江小学校	15	14	1		
32 米ノ庄小学校	10	8	2		
33 柿野小学校	9	8	1		
34 香肌小学校	7	5	1		1
35 宮前小学校	8	7	1		
計	497	438	40	16	3

対象校	対象 室数	内訳					
		普通教室	音楽室	美術室	理科室	ランチ ルーム	ICT ルーム
1 殿町中学校	23	20	1	1	1		
2 久保中学校	31	27	2	1	1		
3 東部中学校	16	14	1	1			
4 中部中学校	30	26	2	1	1		
5 大江中学校	5	3		1			1
6 西中学校	21	18	1	1	1		
7 嬉野中学校	23	21	1	1			
8 三雲中学校	20	18	1	1			
9 飯南中学校	9	7	1		1		
10 飯高中学校	8	5	1		1	1	
計	186	159	12	7	6	1	1

別紙2 日程表

本事業契約締結までに、事業者提案に基づき具体的な日程について定める。

事業契約締結：松阪市議会の議決があった日

設計・施工期間：事業契約締結日～平成31年8月31日（約8ヶ月間）

維持管理期間：平成31年9月1日～平成44年3月31日（12年7ヶ月間）

別紙3 法令等の遵守

本事業の遂行に際しては、設計、施工、工事監理、維持管理の各業務の提案内容に応じて関連する以下の法令、条例、規則、要綱を遵守し、各種基準、指針等は、本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考にすること。

なお、以下に記載の有無に関わらず本事業に必要な法令等を遵守すること。なお、適用法令及び適用基準、市の規則等は、各業務着手時の最新版を使用すること。

ア 法令・施行令・施行規則等

- (ア) 計量法
- (イ) 消防法
- (ウ) 労働安全衛生法
- (エ) 労働基準法
- (オ) 電気事業法
- (カ) 騒音規制法
- (キ) 振動規制法
- (ク) 学校保健安全法
- (ケ) 建築基準法
- (コ) 建築士法
- (サ) 建設業法
- (シ) 建築物における衛生環境の確保に関する法律
- (ス) エネルギーの使用の合理化に関する法律
- (セ) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律
- (ソ) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- (タ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (チ) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- (ツ) 大気汚染防止法
- (テ) 石綿障害予防規則
- (ト) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
- (ナ) ガス事業法
- (ニ) 高圧ガス保安法
- (ヌ) 液化石油ガスの保安確保及び取引の適正化に関する法律
- (ネ) 下水道法
- (ノ) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (ハ) 労働者災害補償保険法
- (ヒ) 道路交通法
- (フ) 地方自治法

イ 条例等

- (ア) 三重県建築基準条例
- (イ) 三重県環境基本条例
- (ウ) 三重県建築基準法施行細則
- (エ) 松阪市建築基準法施行細則
- (オ) 松阪市景観条例
- (カ) 松阪市景観規則
- (キ) 松阪市環境基本条例
- (ク) 松阪市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- (ケ) 松阪市公共下水道条例
- (コ) 松阪市暴力団排除条例
- (サ) 松阪市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱
- (シ) 松阪市が設置する公の施設からの暴力団排除措置要綱

(ス) 松阪市の交付する補助金からの暴力団排除措置要綱

ウ 基準・指針等

(ア) 学校環境衛生基準（文部科学省スポーツ・青少年局長通知）

(イ) 公共建築工事標準仕様書建築工事編

(ウ) 公共建築工事標準仕様書電気設備工事編

(エ) 公共建築工事標準仕様書機械設備工事編

(オ) 建築工事標準詳細図

(カ) 公共建築設備工事標準図電気設備工事編

(キ) 公共建築設備工事標準図機械設備工事編

(ク) 公共建築改修工事標準仕様書建築工事編

(ケ) 公共建築改修工事標準仕様書電気設備工事編

(コ) 公共建築改修工事標準仕様書機械設備工事編

(サ) 建築設備設計基準

(シ) 建築設備耐震設計・施工指針

（国土交通省国土技術政策研究所、独立行政法人建築研究所監修）

(ス) 官庁施設の総合耐震計画基準

(セ) 建築工事監理指針

(ソ) 電気設備工事監理指針

(タ) 機械設備工事監理指針

(チ) 建築保全業務共通仕様書

(ツ) 工事写真の撮り方建築編・建築設備編（公共建築協会編）

(テ) 内線規程（社団法人日本電気協会需要設備専門部会編）

(ト) 高圧受電設備規程（社団法人日本電気協会使用設備専門部会編）

(ナ) 高調波抑制対策技術指針（社団法人日本電気協会電気技術基準調査委員会編）

(ニ) LP ガス設備設置基準及び取扱要領（高圧ガス保安協会）

(ヌ) 非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針

（有害物質含有等製品廃棄物の適正処理検討会）

(ネ) 建築物の解体等に係る石綿飛散対策防止マニュアル

（環境省水・大気環境局大気環境課）

エ 市の規則、規程等

(ア) 松阪市契約規則

(イ) 松阪市会計規則

(ウ) 松阪市建設工事執行規程

(エ) 松阪市建設工事入札事務取扱要領

(オ) 松阪市競争入札心得

(カ) 松阪市物品及び業務委託契約執行規程

(キ) 松阪市物品及び業務委託条件付き一般競争入札心得

オ 市の契約書条項

なお、下記（ア）乃至（ウ）の条項と本事業契約の条項の内容が矛盾する場合、本事業契約の条項が優先されるものとする。

(ア) 設計業務等委託契約書条項

(イ) 建設工事請負契約書の条項

(ウ) 松阪市清掃・警備・保守・その他業務委託契約約款

別紙 4 提出書類

1.事業計画書等

1.1.事業計画書

契約締結後速やかに、以下に記載する内容を本事業全体の事業計画書として作成し、市に提出して承認を得ること。

品 目	部数	体 裁	媒体種別		備 考
			紙	電子	
総括責任者の通知書	1	A4	○	—	
着手届	1	A4	○	—	
事業計画書 ・ 本事業全体の事業スケジュール ・ 本事業全体の組織計画 ・ 連絡体制等	1	任意	○	○	
対象校別工事金額一覧表	1	A4	○	○	

1.2.セルフモニタリング計画書

契約締結後速やかに、以下に記載する内容をセルフモニタリング計画書として作成し、市に提出して承認を得ること。

品 目	部数	体 裁	媒体種別		備 考
			紙	電子	
セルフモニタリング計画書 ・ セルフモニタリング項目 ・ 判断基準 ・ 実施方法 ・ 実施時期等	1	A4	○	○	

1.3.設計業務に係る計画書等

設計業務着手前に、以下に記載する書類・図書等を作成し、市に提出して承認を得ること。

品 目	部数	体 裁	媒体種別		備 考
			紙	電子	
照査技術者の通知書	1	A4	○	—	
設計責任者の通知書	1	A4	○	—	
設計担当者の通知書	1	A4	○	—	
設計業務計画書 ・ 業務方針書 ・ 業務工程表 ・ 業務組織計画 (担当技術者名簿、業務分担表、経歴書を含む) ・ 使用する主な図書及び基準 ・ 連絡体制等	1	任意	○	○	
現地調査計画書	1	任意	○	—	対象校ごと
着手届	1	指定	○	—	
提出状況・要求性能確認書	1	任意	○	○	

ア 業務計画書

- ・ 設計業務着手前に設計業務計画書を作成し、市に提出して承認を得ること。

1.4. 施工業務に係る計画書等

施工業務着手前に、以下に記載する書類・図書等を作成し、市に提出して承認を得ること。

品 目	部数	体 裁	媒体種別		備 考
			紙	電子	
施工責任者の通知書	1	A4	○	—	
施工担当者の通知書	1	A4	○	—	
対象校別組織体制表	1	A3	○	○	
施工業務計画書 ・ 業務方針書 ・ 業務工程表 ・ 業務組織計画 （担当技術者名簿、業務分担表、経歴書を含む） ・ 現場防災マニュアル（緊急連絡先含む） ・ 連絡体制等 ・ 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	1	任意	○	○	
施工計画書 ・ 仮設計画 ・ 建設廃棄物処分計画書 ・ 使用資機材一覧表 ・ 搬出入計画 ・ その他工事計画等	1	任意	○	○	対象校ごと
市内業者発注等計画書	1	任意	○	○	
資材製造所選定等通知書	1	A4	○	—	対象校ごと
施工体制台帳の写し※1	1	A3	○	—	
施工体系図の写し※1	1	A3	○	—	
下請負通知書の写し※1	1	A3	○	—	
建設工事保険証書の写し※1	1	A4	○	—	
労災保険加入証明書の写し※1	1	A4	○	—	
建設業退職金共済証紙購入状況報告書の写し※1	1	A4	○	—	
コリンズ関連資料	1	A4	○	—	
着手届	1	指定	○	—	必要に応じて
提出状況・要求性能確認書	1	任意	○	○	対象校ごと

※1 施工業務を受託する企業より提出される、施工体制台帳等の写しを市に提出すること。また、施工体制台帳等を更新した場合は、適宜、当該資料の写しを市に提出すること。

ア 業務計画書

- ・ 施工業務着手前に施工業務計画書を作成し、市に提出して承認を得ること。なお、市の確認を得た後、速やかに施工担当者から対象校に提出し、施工業務計画の説明をすること。

イ 施工計画書

- ・ 当該工事の着手前に施工計画書を作成し、市に提出して承認を得ること。

ウ 市内業者発注等計画書

- ・ 施工業務着手前に構成企業から直接施工業務を受託する企業及びその下請負業者に含まれる全ての市内業者に関して、予定している発注・請負金額等を明記した市内業者発注等計画書を作成し、市に提出して承認を得ること。

エ 資材製造所選定等通知書

- ・ 使用する主要資材について、当該資材の調達前に資材製造所選定等通知書を作成し、市に提出して承認を得ること。
- ・ 資材製造所選定等通知書の提出、市による承認を得た後、使用する主要資材について、当該資材の調達前に納入仕様書を作成し、市に提出して承認を得ること。

オ 着手届

- ・ 施工業務着手前に着手届を作成し、市に提出して承認を得ること。なお、着手届は市の指定書式にて作成すること。

1.5. 工事監理業務に係る計画書等

工事監理業務着手前に、以下に記載する書類・図書等を作成し、市に提出して承認を得ること。

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
工事監理責任者の通知書	1	A4	○	—	
工事監理者の通知書	1	A4	○	—	
工事監理業務計画書 ・ 業務方針書 ・ 業務工程表 ・ 業務組織計画 (担当技術者名簿、業務分担表、経歴書を含む) ・ 使用する主な図書及び基準 ・ 連絡体制等	1	任意	○	○	
提出状況・要求性能確認書	1	任意	○	○	対象校ごと

ア 業務計画書

- ・ 工事監理業務着手前に工事監理業務計画書を作成し、市に提出して承認を得ること。

1.6. 維持管理業務に係る計画書等

維持管理業務着手前に、以下に記載する書類・図書等を作成し、市に提出して承認を得ること。

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
維持管理責任者の通知書	1	A4	○	—	
維持管理担当者の通知書	1	A4	○	—	
維持管理業務計画書 ・ 業務方針書 ・ 業務工程表 ・ 業務組織計画 (担当技術者名簿、業務分担表、経歴書を含む) ・ 業務実施手順書 ・ 業務実施基準 ・ 業務実施結果の記録方法 ・ 各種帳票、様式集 ・ 連絡体制等	1	任意	○	○	
提出状況・要求性能確認書	1	任意	○	—	対象校ごと

ア 維持管理業務計画書

- ・ 維持管理業務期間開始の1か月前までに、市に提出して承認を得ること。なお、維持管理業務期間中に維持管理業務計画書の内容を変更する場合は、事前に市と協議すること。

2. 報告書

2.1. 設計業務に係る報告書等

設計業務中及び設計業務完了後、以下に記載する書類・図書等を作成し、市に提出して承認を得ること。

【設計業務前】

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
現地調査報告書	1	任意	○	—	対象校ごと

【設計業務中】

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
打合せ議事録	1	A4	○	○	
提出状況・要求性能承認書	1	任意	○	○	

【設計業務完了後】

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
設計計算書 ・ 熱負荷計算書 ・ 構造計算書（室外機を屋上に設置した場合のみ） ・ 機器選定書 ・ 幹線サイズ計算書等	1	任意	○	○	対象校ごと
設計図	1	A3 二つ折製本	○	○	
積算書 ・ 工事積算数量算出書 ・ 工事積算数量調書 ・ 見積検討資料	1	任意	○	○	
関係官庁届出書類	1	A4	○	—	
設計概要説明書	1	任意	○	○	
設計業務の受託企業による自主検査記録	1	任意	○	○	
事業者による完了検査記録	1	任意	○	○	
市による完了承認検査記録	1	任意	○	○	
提出状況・要求性能承認書	1	任意	○	○	

ア 設計計算書

- ・ 本事業対象校ごとに、熱負荷計算書、機器選定書、幹線サイズ計算書等の必要な設計計算書を作成し、市に提出して承認を得ること。

イ 設計図

- ・ 対象校ごとに空調設備設計図、電気設備設計図を作成し、市に提出して承認を得ること。なお、報告媒体種別の電子データはCADデータとします。
- ・ 市は、必要に応じて設計変更を指示することができる。なお、設計変更に関する費用負担区分の詳細については、事業契約書において示す。
- ・ 設計に関する著作権は市に帰属する。

ウ 積算書

- ・ 本事業対象校ごとに、工事積算数量算出書、工事積算数量調書、見積検討資料等の必要な積算書を作成し、市に提出して確認を得ること。

2.2. 施工業務に係る報告書等

施工業務中及び施工業務完了後、以下に記載する書類・図書等を作成し、市に提出して確認を得ること。

【施工業務中】

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
納入仕様書	1	A4	○	○	対象校ごと
空調設備施工図	1	A3	○	○	
電気設備施工図	1	A3	○	○	
月次報告書 (工事日報、工事写真、実施工程表、打合せ議事録等)	1	A4	○	—	
提出状況・要求性能確認書	1	任意	○	○	

【空調設備供用開始前】

品 目	部数	体 裁	媒体種別		備 考
			紙	電子	
機器完成図書 ・ 完成届け ・ 機器完成図 ・ 機器性能試験報告書 ・ 各種保証書 ・ 納入業者一覧表等	1	A4	○	○	対象校ごと
試運転調整記録	1	任意	○	○	
隣地境界における騒音測定記録	1	A4	○	—	
空調設備運用マニュアル	1	A4	○	○	
事業者による供用開始前検査記録	1	任意	○	○	
(仮) 空調設備の使用に関する取り決め書	1	A4	○	—	
提出状況・要求性能確認書	1	任意	○	○	対象校ごと

【施工業務完了時】

品 目	部数	体 裁	媒体種別		備 考
			紙	電子	
完成図（空調設備・電気設備）	1	A3 二つ折製本	○	○	対象校ごと
市内業者発注等実績報告書	1	任意	○	○	
工事写真（施工写真、完成写真）	1	A4	○	○	対象校ごと
産業廃棄物管理表（マニフェスト）の写し	1	A4	○	—	
付属品（付属品リスト含む）	1	A4	○	—	
建設業退職金共済証紙購入状況報告書の写し	1	A4	○	—	
コリンズ関連資料	1	A4	○	—	
諸官庁届出書類（検査記録を含む）の写し	1	A4	○	—	対象校ごと
施工業務の受託企業による自主検査記録	1	任意	○	○	
事業者による完成検査記録	1	任意	○	○	
市による引渡し検査記録	1	任意	○	○	
工事完成通知書	1	A4	○	—	
提出状況・要求性能確認書	1	任意	○	○	対象校ごと
市内業者発注等報告書	1	任意	○	○	

ア 空調設備・電気設備施工図

- ・ 施工業務着手前に対象校ごとに空調設備施工図、電気設備施工図を作成し、市に提出して確認を得ること。

イ 月次報告書

- ・ 工事期間中、対象校ごとに工事日報、工事写真、実施工程表、打合せ議事録等を纏めた月次報告書を作成し、市に報告すること。

ウ 機器完成図書

- ・ 平成 31 年 9 月 1 日の空調設備供用開始にあたり、機器完成図、機器性能試験報告書、機器取扱説明書、各種保証書、機器納入業者一覧表等を纏めた機器完成図書を作成し、市に提出して確認を得ること。

エ 完成図（空調設備・電気設備）

- ・ 施工業務完了時に空調設備施工図、電気設備施工図に基づき、対象校ごとに完成図を作成し、市に提出して確認を得ること。なお、完成図の構成及び報告媒体は原則、設計図に準拠することとし、必要に応じて施工図で作成した図面等を含めること。

オ 市内業者発注等実績報告書

- ・ 施工業務完了時に市内業者発注等計画書に基づき、全ての市内業者に関する発注・請負金額等の実績を明記した市内業者発注等実績報告書を作成し、市に提出して確認を得ること。
- カ 工事写真
- ・ 工事写真は、工事を行う箇所（対象教室、主要機器類の設置場所等）について、施工前、施工中、施工後を提出すること。また、完成後に外部から確認できない主要な部分（天井内隠蔽部、土中埋設部等）についても同様に提出すること。
- キ 国庫補助申請用（起債申請用）の工事写真として、対象校ごとの写真帳（A4版・両面印刷）及びJPG形式のデータ一式（CD又はDVD）を提出すること。
- ク 付属品（付属品リスト含む）
- ・ 施工業務完了時に付属品を対象校に納品すること。また、納品する付属品について、付属品リストを作成し、市及び対象校に提出すること。なお、付属品の納品場所については、事前に対象校と協議すること。
- ケ 工事完成通知書
- ・ 各種検査の完了後、工事完成通知書を作成し、市に提出すること。
- コ 市内業者発注等計画書
- ・ 施工業務完了時に事業者から直接施工業務を受託する企業及びその下請負業者に含まれる全ての市内業者に関して、発注・請負金額等を明記した市内業者発注等報告書を作成し、市に提出すること。

2.3. 工事監理業務に係る報告書等

工事監理業務中及び工事監理業務完了後、以下に記載する書類・図書等を作成し、市に提出して確認を得ること。

【工事監理業務中】

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
月次報告書（工事監理日報、打合せ議事録等）	1	A4	○	—	対象校ごと
提出状況・要求性能確認書	1	任意	○	○	

【工事監理業務完了時】

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
工事監理業務の受託企業による監理者検査記録	1	任意	○	○	対象校ごと
提出状況・要求性能確認書	1	任意	○	○	

ア 月次報告書

- ・ 工事監理業務期間中に対象校ごとに、工事監理日報、打合せ議事録等を纏めた月次報告書を作成し、市に報告すること。

2.4. 維持管理業務に係る報告書等

維持管理業務中、以下に記載する書類・図書等を作成し、市に提出して確認を得ること。

【維持管理業務期間中】

品目	部数	体裁	媒体種別		備考
			紙	電子	
年間業務計画書	1	任意	○	—	対象校ごと
半期業務報告書（夏季・冬季）	1	任意	○	—	
保守点検報告書	1	任意	○	—	
不具合調査報告書	1	任意	○	—	
不具合改善報告書	1	任意	○	—	
提出状況・要求性能確認書	1	任意	○	○	

ア 年間業務計画書

- ・ 事業年度ごとの維持管理業務開始の1か月前までに、対象校ごとに年間業務計画書として作成し、市に提出して承認を得ること。

イ 半期業務報告書（夏季・冬季）

- ・ 維持管理業務期間中、対象校ごとに以下に記載する内容を半期業務報告書として作成し、夏季の業務報告書は10月10日、冬季の業務報告書は4月10日までに市に提出して確認を得ること。

- ① 対象校別の夏季・冬季の電気エネルギー消費量（空調運転に係る消費分）の計測記録
- ② 対象校別の夏季・冬季のガスエネルギー消費量（空調運転に係る消費分）の計測記録
- ③ 対象校別の室内機の運転時間の計測記録

④ セルフモニタリング結果報告

※セルフモニタリングの結果、改善工事が必要であると判断した場合は、改善方法等を検討し、改善方法や改善工事の実施日等について、市及び対象校と協議し、承認を得ること。

※上記のセルフモニタリング結果報告に基づき、改善工事を実施した場合は、改善報告を作成し、市に提出して承認を得ること。

⑤ 対象校別の基準燃費と実燃費の比較資料

※ 実燃費の算出に用いるデータ記録は、対象校別の基準燃費と実燃費の比較表の一部と

して、対象校別に整理して市に提出すること。

ウ 保守点検報告書

- ・ 維持管理業務期間中、対象校ごとに業務工程表に定める時期に、以下に記載する内容の保守点検を実施し、保守点検報告書として作成し、半期業務報告書とあわせて市に提出すること。なお、保守点検の実施日は、事前に市及び対象校と協議し、市または対象校が要望する日程で実施すること。
 - ① フィルター清掃（交換）実施記録
 - ② メーカーが定める定期点検実施記録
 - ③ 改正フロン法に基づく定期点検及び簡易点検実施記録
 - ④ その他、必要に応じて実施した保守点検実施記録

エ 不具合調査報告書

- ・ 維持管理業務期間中、市及び対象校から空調設備使用に起因する、学習環境に関する苦情（運転不良、騒音、温熱環境不良等）及び機器の故障等による不具合発生の際には、速やかに原因を調査すること。また、要求水準未達が発生した場合も同様に、速やかに原因を調査すること。なお、調査の実施日は、事前に市及び対象校と協議し、市または対象校が要望する日程で実施すること。
- ・ 調査した結果、機器の故障等がなく、正常に運転していることが確認できた場合は、その旨を調査報告書として作成し、調査実施後3日以内に市及び対象校に提出すること。
- ・ 調査した結果、機器の故障等による不具合が確認できた場合は、その原因と改善方法等を調査報告書として作成し、調査実施後3日以内に市及び対象校に提出し、改善方法や改善工事の実施日等について、市及び対象校と協議し、承認を得ること。

オ 不具合改善報告書

- ・ 改善完了後3日以内に改善報告書を作成し、市に提出して確認を得ること。

別紙5 維持管理業務の内容

構成企業は、維持管理業務の実施にあたり、適用を受ける関係法令等、維持管理における業務に係る業務水準を遵守し、本事業契約に基づいて業務の円滑な遂行を図るものとする。

維持管理業務の内容は、本事業契約の締結後、要求水準書をもとに、事業者提案書類の内容を踏まえて、維持管理業務計画書に規定する。

別紙6 半期業務報告書

本事業契約の締結後、構成企業の提案に基づき、市と構成企業で協議したうえで、市が決定する。

別紙7 モニタリングの方法及びモニタリング結果等に基づく対価の減額方法

空調設備の性能及び維持管理業務に関するモニタリング及びその不履行に対する改善要求措置等手続は、原則として次のとおりとし、本事業契約の締結後、市と構成企業で手続の詳細について協議したうえで、市が決定する。

1. モニタリングの対象

本別紙で規定する市が行うモニタリングは、維持管理期間中に定期的又は随時実施する、以下の(1)及び(2)に定めるモニタリングとする。

なお、設計、施工及び引渡し時のモニタリングは、本事業契約に定める設計、施工時に行う検査等として行うものとする。又、事業期間終了時におけるモニタリング（空調設備の性能の確認及びその他入札説明書等及び提出された提案書類の内容に定める水準の確認）の方法等は、本別紙等を参考に、事業期間終了の3ヶ月前までに、市と構成企業で協議のうえ、市が定めるものとする。

- (1) 空調設備の性能に係るモニタリング
- (2) 維持管理業務に係るモニタリング

2. モニタリングの基準

2.1.空調設備に係る性能基準

構成企業は、要求水準書及び事業者提案書類の内容に基づいて、空調設備に係る性能基準（エネルギー消費性能（燃費）、室内機の音、風量、気流、室外機の騒音、振動、臭気等）を定め、市の承諾を得て、要求性能確認書に記載する。

2.2.維持管理業務に係る業務水準

構成企業は、要求水準書及び事業者提案書類の内容に基づいて、業務水準（業務内容、実施体制、実施方法、実施手順、実施頻度、その他必要な事項）を定め、市の承諾を得て、維持管理業務計画書に記載する。

3. モニタリングに係る構成企業の義務

3.1.構成企業の証明義務

構成企業は、空調設備の性能が空調設備に係る性能基準を満たしていること、維持管理業務の実施内容が業務水準を満たしていること、その他本事業契約に定める構成企業の義務の履行が適切に行われていることを、市に対して説明する義務を負う。又、市は構成企業に対して、本事業契約に定める構成企業の義務の履行が適切に行われていることの証明を求めることができる。

3.2.マネジメントシステムを構築する義務

構成企業は、本事業契約や業務水準に基づいて、空調設備の性能が空調設備に係る性能基準を満たし、維持管理業務の実施内容が業務水準を満たし、その他本事業契約に定める業務を適切に遂行するための仕組みを構築し、事業期間にわたって維持、改善するものとする。これらの仕組みは、構成企業が文書化（原則として、維持管理業務計画書及びその附属書類に定めるものとする。）することとする。又、業務の実施結果は適切に記録し、事業期間終了まで保管するものとする。

さらに、市によるモニタリング、故障への対応及び苦情・要望等への対応等の結果、維持管理業務計画書で定める業務内容の見直しが必要となった場合には、市と協議のうえ、業務内容・方法等の見直し等の改善を行い、市の承諾を得るものとする。

3.3.セルフモニタリングを行う義務

構成企業は、自らの費用負担において、空調設備に係る性能基準及び業務水準（以下「水準」と

いう。)を満たすことを確認するためにセルフモニタリングを行い、その結果を、定期的に書面にて市に報告しなければならない。

なお、市は、構成企業が行ったセルフモニタリングの結果を、市が行うモニタリングに活用するものとする。

3.4.市が実施するモニタリングへの協力義務

市は、維持管理業務について、構成企業に事前に通知したうえで、構成企業に対して説明を求め、又はその維持管理状況を立会いのうえ、確認することができる。構成企業は、当該説明及び確認の実施につき市に対して最大限の協力を行うものとする。なお、当該説明又は確認の結果、構成企業による維持管理状況が、水準を達成していないことが判明した場合、市は構成企業に対してその是正を指導するものとし、構成企業は指導内容に従って是正を実施し、随時、対応状況を市に対して報告しなければならない。

市は、説明要求及び説明の実施、立会の実施を理由として、維持管理業務の全部又は一部について、何らの責任を負担するものではない。

4. 空調設備の性能に係るモニタリングの方法及び是正措置等

4.1.モニタリングの方法

市は、空調設備の性能に係るモニタリングとして、必要に応じて以下の方法によるモニタリングを行うものとする。

- ① 書類検査による性能モニタリング
- ② 実地検査による性能モニタリング
- ③ 随時に行う性能モニタリング

4.2.書類検査による性能モニタリングの方法

市が行う書類検査による性能モニタリングは、原則として、以下の性能検証項目、検証方法によって行うものとする。構成企業は、市が行うモニタリングに必要な計測、記録を行うとともに、その結果を報告すること。

又、第37条に規定する供用開始後1年間はモニタリングの対象外とする。

性能検証項目	検証方法
エネルギー消費性能	<ol style="list-style-type: none"> ① 対象校毎に、事業者が事業提案書類で提案した全室外機の定格燃費（メーカー基準値）及び安全率（学校の現状、冷媒配管長の補正、空調設備の経年劣化、応募者が事業提案書類で提案した維持管理等を加味して割合を算出すること。）を乗じた値を、基準燃費とする。 ② 共用開始後1年間のエネルギー消費量（kWh、m³）、室内機の運転時間（h）、外気温（℃）を対象校別に計測すること。なお、外気温は津地方気象台及び粥見観測所（飯南・飯高エリア）のデータを使用すること ③ ②の資料をもとに対象校別のエネルギー消費量（kWh、m³）、室内機の稼働時間（h）について市と協議のもと見直しを行う。 ④ 見直したエネルギー消費量（kWh、m³）、室内機の稼働時間（h）をもとに2年目以降のモニタリングに使用するための室内機稼働時間当たりのエネルギー消費量（kW、m³/h）に応募者が事業提案書類で提案した安全率を乗じた値と外気温（℃）の関係性を示す資料を対象校別に作成し、それを基準燃費とする。 ⑤ 実燃費（2年目以降の対象校別の室内機稼働時間当たりのエネルギー消費量（kW、m³/h）と外気温（℃）を計測する。

	<p>⑥ ⑤の計測結果を踏まえ、④と同様の資料を作成し、基準燃費との比較表を作成する。</p> <p>⑦ ④\geq⑤の場合、性能基準を満たしていると判断する。</p> <p>⑧ ④$<$⑤の場合、市は、性能未達の可能性ありと判断し、構成企業に期間を示して原因究明の指示若しくは是正勧告を行うものとする。</p> <p>⑨ 市は⑧に定める場合以外でも、学校からの苦情等により、空調設備に係る性能基準を満たしていないと考えられる合理的な理由がある場合には、必要に応じて、構成企業に期間を定めて原因究明の指示若しくは是正勧告を行うことができる。</p>
室内温度	<p>① 構成企業は、事業期間にわたって、夏季稼働時及び冬季稼働時ごとに対象校について、空調設備を運転させた状態で、機材を用いた室内温度等の測定を行い、記録し、その結果を半期業務報告書とともに市に提出するものとする。</p> <p>② 市は原則として①の資料をもとに性能達成を判断する。</p>
保守点検	<p>① 納入したメーカーが定める定期点検項目と、その他必要な項目（室内機の音、風量、気流、室外機の騒音、振動、臭気等）の点検を実施すること。</p> <p>② フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）が定める定期点検等を行うこと。</p> <p>③ フィルター清掃は原則、夏季・冬季の2回、空調設備稼働前に実施すること。又、状況に応じて空調設備の性能及び室内環境の維持に必要な回数を実施すること。</p>
その他の性能項目	<p>① 市は、学校からの苦情等により、その他の性能項目について空調設備に係る性能基準を満たしていないと考えられる合理的な理由がある場合には、必要に応じて、構成企業に期間を定めて原因究明の指示若しくは是正勧告を行うことができる。</p>

4.3. 実地検査による性能モニタリングの方法

書類検査による性能モニタリングの結果、空調設備に係る性能基準に達していない可能性があると思われる場合には、市は構成企業に対して、実地検査による性能モニタリングを求めることができる。実地検査の方法は、構成企業が定め、市の承諾を得るものとする。構成企業は実地検査を実施し、市は実地検査の結果等に基づいて、空調設備に係る性能基準の達成を判定し、未達成と判断する場合には、構成企業に是正勧告を行うことができる。

4.4. 随時に行う性能モニタリングの方法

構成企業は、構成企業の責めに帰すべき事由により、空調設備の故障等、空調設備の利用に支障が生じた場合には、速やかに是正を行って、市に報告するものとする。

又、構成企業は、空調設備の故障等が構成企業の責めに帰すべき事由によらない場合でも、速やかに対応を行わなければならない。この場合の費用負担については本事業契約の定めるところによるものとする。

市は、対象校から空調設備の利用に支障が生じた旨の報告を受けた場合には、速やかに代表企業に対応を指示するものとする。又、その原因が構成企業の責めに帰すべき事由による場合には、空調設備に係る性能基準の未達成を確認して、構成企業に是正勧告を行うものとする。

4.5. 空調設備の性能が空調設備に係る性能基準を満たしていない場合の措置

市によるモニタリングの結果、空調設備の性能が空調設備に係る性能基準を満たしていない場合

の措置は、以下のとおりとする。

① エネルギーコストの負担

事業期間中に、空調設備の性能が、構成企業の責めに帰すべき事由により、空調設備に係る性能基準を下回ったことに起因して市が負担したエネルギーコストについては、市は合理的な範囲内で構成企業に当該費用の負担を求めることができるものとし、構成企業はこれを負担しなければならない。

② 維持管理業務に係る対価の減額

モニタリングの結果、空調設備に係る性能基準を客観的に満たしていない場合で、市が是正期間を定めて是正を求めたにもかかわらず、合理的な理由なく、その期間内に改善が認められない場合、市は維持管理業務に係る対価の減額を行う。

③ 損害賠償の請求

空調設備に係る性能基準を客観的に満たしていない事項が存在することが判明し、かつその事由が瑕疵、構成企業の故意又は重過失によるものであることが判明した場合、市は、構成企業に損害賠償を請求することができる。

4.6. 減額ポイントの付与

(1) 減額の対象となる事態

空調設備に係る性能基準を客観的に満たしていない事項が存在すると確認された場合には、市は減額ポイントを付与することができる。

なお、空調設備に係る性能基準を客観的に満たしていない事項が存在する場合とは、以下に示す

①又は②の事態をいう。

① 空調設備の利用に当たり、明らかに重大な支障がある場合

(明らかに重大な支障がある場合の例)

- ・ 基準燃費が、実燃費から乖離した状態が連続的又は断続的に発生する。
(ただし、合理的な理由がある場合は除く。)
- ・ 空調設備が故障等により稼動しない。
- ・ 空調設備が稼動しているにも関わらず、業務水準に規定した屋内条件を満足しない。
(ただし、外気条件を考慮するものとする。)
- ・ 室外機の騒音値がメーカー基準値を超過若しくは異音が発生し、利用に支障が生じている。
- ・ 室内機の騒音値がメーカー基準値を超過若しくは異音が発生し、利用に支障が生じている。
- ・ 集中リモコン及び個別リモコンが正常に動作せず、利用に支障が生じている。
- ・ 室内機の落下の危険性が明らかに生じている 等。

② 空調設備の利用に当たり、明らかに支障がある場合

(明らかに支障がある場合の例)

- ・ 室外機の騒音値がメーカー基準値を超過若しくは異音が発生している。
- ・ 室内機の騒音値がメーカー基準値を超過若しくは異音が発生している。
- ・ 集中リモコン及び個別リモコンが正常に動作しない 等。

(2) 減額ポイント

減額ポイントは以下のとおりとする。市は、定期モニタリング及び随時モニタリングを経て、当該期の減額ポイントを確定する。

ただし、構成企業の責めに帰すことのできない事由や、事前に構成企業の申し出に基づいて、市が減額の対象としないことを承諾していた事由によって、空調設備の性能を満たしていない状況が生じた場合には、減額ポイントを加算しない。

減額の対象となる事態	減額ポイント
明らかに重大な支障がある場合	エネルギー消費性能が性能未達の場合 半期、対象校あたり 20 ポイント
	上記以外の場合 1 件、1 日あたり 5 ポイント
明らかに支障がある場合	1 件、1 日あたり 1 ポイント

減額の対象となる事態が確認されてから、当該事態の是正が確認されるまで、1 日ごとの減額ポイントを加算するものとする。減額の対象となる事態が複数にわたり確認される場合は、件数ごとに減額の対象となる事態が確認されてから、当該事態の是正が確認されるまで、1 日ごとの減額ポイントを加算したものを合算するものとする。

5. 維持管理業務に係るモニタリングの方法及び是正措置等

5.1. モニタリングの方法

市は、空調設備の性能に係るモニタリングとして、必要に応じて以下の方法によるモニタリングを行うものとする。

- ① 書類検査による維持管理モニタリング
- ② 実地検査による維持管理モニタリング
- ③ 随時に行う維持管理モニタリング

5.2. 書類検査による維持管理モニタリングの方法

市が行う書類検査による維持管理モニタリングは、原則として、以下の方法によって行うものとする。

(1) 年間業務計画書の提出と確認

構成企業は市に対し、毎事業年度開始 1 ヶ月前までに年間業務計画書を提出し、市の承諾を得るものとする。市は、年間業務計画書が維持管理業務計画書で定める業務水準を満たしていることを確認する。

(2) 半期業務報告書の提出と確認

構成企業は毎事業年度、夏季及び冬季の満了後に半期業務報告書を提出する。市は、維持管理業務計画書をもとに、半期業務報告書に記載の内容が業務水準を満たしていることを確認する。

5.3. 実地検査による維持管理モニタリングの方法

市は、書類検査の結果、必要と認める場合には、事業実施場所において、半期業務報告書に記載された内容が業務水準を満たしていることを確認することができる。この際、市は構成企業に対して維持管理業務の実施状況について、実地検査による説明を求めることができるものとし、構成企業は説明する義務を負うものとする。

5.4. 随時に行う維持管理モニタリングの方法

市は、苦情等により必要と認めるときは、随時、構成企業に対して書類検査によるモニタリング又は実地検査によるモニタリングを行うことができる。この際、市は構成企業に対して維持管理業務の実施状況について、書類の提出若しくは実地検査による説明を求めることができるものとし、構成企業は説明する義務を負うものとする。

5.5. 維持管理業務が業務水準を満たしていない場合の措置

市によるモニタリングの結果、維持管理業務が業務水準を満たしていない場合の措置は、以下の

とおりとする。

(1) 維持管理業務に係る対価の減額

モニタリングの結果、維持管理業務の状況が業務水準を満たしていない場合でかつ是正勧告が行われたにもかかわらず、市の定める期限内に構成企業が改善を行わない場合には、市は、維持管理業務に係る対価の減額を行う。

(2) 契約の解除

維持管理業務に係る対価の減額後も、対象業務の改善が認められない場合には、市は第 61 条第 1 項第 6 号の規定に基づいて契約の全部又は一部解除を行うことができる。

5.6.減額ポイントの付与

(1) 減額の対象となる事態

市によるモニタリングの結果、維持管理業務の状況が業務水準を満たしていない場合には、市は減額ポイントを付与することができる。

なお、維持管理業務の状況が業務水準を満たしていない場合とは、以下に示す①又は②の事態をいう。

①空調設備の利用に当たり、明らかに重大な支障がある場合

(明らかに重大な支障がある場合の例)

- ・構成企業の維持管理の不履行等に起因する人身事故が発生する。
- ・構成企業が故意に業務を放棄する。
- ・構成企業が市に対し、業務に係る虚偽の報告を行う。
- ・構成企業が市と故意に連絡を行わない、又は長期にわたる連絡不通。
- ・構成企業が本事業契約に基づき行う市からの指導・指示に従わない。
- ・構成企業が、空調設備が使用不能又は水準と比べ著しく機能が低下する状況又は構成企業の維持管理の不履行等に起因する人身事故の発生について、予見できたにもかかわらず市への報告を行わない、又は故意に遅滞する。
- ・構成企業が業務実施状況の確認のうえでの重要書類（帳簿、クレーム対応記録等）を紛失・改ざんする。等

②空調設備の利用に当たり、明らかに支障がある場合

(明らかに支障がある場合の例)

- ・構成企業による業務の怠慢が認められる。
- ・構成企業が連絡業務を遅滞する。
- ・構成企業が諸届、報告書の処理を遅滞する。
- ・構成企業のクレーム処理に不備がある。
- ・構成企業の業務実施状況の確認のうえでの重要書類（帳簿、クレーム対応記録等）の管理不行届きが認められる。等

(2) 減額ポイント

減額ポイントは以下のとおりとする。市は、半期ごとに当該期に行ったモニタリングの結果をふまえて、対象業務に対応する当該期の減額ポイントを確定する。

ただし、構成企業の責めに帰すことのできない事由や、事前に構成企業の申し出に基づいて、市が減額対象としないことを承諾していた事由によって、業務水準を満たしていない状況が生じた場合には、減額ポイントを加算しない。

又、継続的に発生する場合は、市が示す是正期間の経過後、再度減額ポイントを加算する。期間

については、減額ポイントを加算する事項の発生した際に、その状況に応じて市が定め、構成企業に通知するものとする。

減額の対象となる事態	減額ポイント
明らかに重大な支障がある場合	各項目について 500 ポイント
明らかに支障がある場合	各項目について 100 ポイント

6. 維持管理業務に係る費用の減額方法

6.1. 減額ポイントの支払額への反映

市は、モニタリングが終了し、空調設備の性能に係る減額ポイント又は、維持管理業務に係る減額ポイントを付与する場合には、構成企業に減額ポイントを通知する。維持管理業務に係る対価の支払いに際しては、当該期に支払う維持管理業務に係る対価に半期分の空調設備の性能に係る減額ポイント及び維持管理業務に係る減額ポイントの合計を下表にしたがって定める減額割合を乗じて算出する金額を求める。その結果、減額の必要がある場合には、当該期の対価から控除し、支払額を構成企業に通知する。

構成企業は、必要に応じ減額の対象となった業務について、市に対し説明を行うことができるほか、減額について異議がある場合には、申し立てを行うことができるものとする。

市は、当該期の減額ポイントを、当該期にのみ用いるものとし、次期に持ち越さないものとする。ただし、同一の減額の対象となる事態が継続して発生している場合には、減額の事態が発生しなくなるまでの間、当該事態に対する減額ポイントを次期の減額ポイントに累積するものとする。構成企業が減額の対象となる事態に対して、是正したにも係らず、継続して発生した場合については、市と協議の上、市が判断する。

半期分の空調設備の性能に関する 減額ポイント合計	対象業務の対価の減額割合 (半期分の減額ポイント合計をXとする。)
60,001～	100%減額
1,201～60,000	$(X/60,000) \times 100\%$ 減額
0～1,200	減額なし

※1%未満は四捨五入

6.2. 構成企業による請求

構成企業は、市が行うモニタリングの際に、減額ポイントの全部又は一部を加算すべきでないという合理的な根拠（減額の対象となる事態の発生原因が、構成企業の責めに帰すべき事由のみではない等）を示すことで、加算すべき減額ポイントの見直しを市に請求することができる。市は、構成企業の示した合理的な根拠を考慮した結果、構成企業の示した根拠に理由があり、減額ポイントの全部又は一部を加算することが不合理であると判断する場合には、減額ポイントの全部又は一部を加算しない。

別紙 8 支払金額等

1. 契約金額及びその内訳

契約金額 金 _____ 円 (消費税及び地方消費税込み)

ただし、設計変更、物価変動及び法令の変更等により、各業務の対価が増減した場合、契約金額、内訳及び各期の支払金額は、市と構成企業が協議のうえ、変更することがある。

【契約金額の内訳】

①空調設備の設計業務に関する対価

項目	金額
うち前払金支払分 (消費税及び地方消費税込み)	円
うち上記の消費税及び地方消費税分	円
うち前払金分以外の支払分 (消費税及び地方消費税込み)	円
うち上記の消費税及び地方消費税分	円

②空調設備の施工業務に関する対価

項目	金額
うち前払金支払分 (消費税及び地方消費税込み)	円
うち上記の消費税及び地方消費税分	円
うち前払金分以外の支払分 (消費税及び地方消費税込み)	円
うち上記の消費税及び地方消費税分	円

③空調設備の工事監理業務に関する対価

項目	金額
うち前払金支払分 (消費税及び地方消費税込み)	円
うち上記の消費税及び地方消費税分	円
うち前払金分以外の支払分 (消費税及び地方消費税込み)	円
うち上記の消費税及び地方消費税分	円

④空調設備の維持管理業務に関する対価

項目	金額
うち維持管理費 (消費税及び地方消費税込み)	円
うち上記の消費税及び地方消費税分	円

2. 維持管理に関する対価の各期支払金額

支払対象期		各期の支払総額		
			うち維持管理費 (消費税及び地 方消費税除く)	うち維持管理費 に係る消費税及 び地方消費税
平成 31 年度	冬季	円	円	円
平成 32 年度	夏季	円	円	円
	冬季	円	円	円
平成 33 年度	夏季	円	円	円
	冬季	円	円	円
平成 34 年度	夏季	円	円	円
	冬季	円	円	円
平成 35 年度	夏季	円	円	円
	冬季	円	円	円
平成 36 年度	夏季	円	円	円
	冬季	円	円	円
平成 37 年度	夏季	円	円	円
	冬季	円	円	円
平成 38 年度	夏季	円	円	円
	冬季	円	円	円
平成 39 年度	夏季	円	円	円
	冬季	円	円	円
平成 40 年度	夏季	円	円	円
	冬季	円	円	円
平成 41 年度	夏季	円	円	円
	冬季	円	円	円
平成 42 年度	夏季	円	円	円
	冬季	円	円	円
平成 43 年度	夏季	円	円	円
	冬季	円	円	円

別紙9 維持管理業務に係る対価の改定方法

維持管理業務に係る対価の改定方法は、原則として、以下のとおりとするが、具体的な手続きについては、本事業契約の締結後、市と構成企業で手続きの詳細について協議したうえで市が決定する。

1. 物価変動に基づく改定

(1) 平成31年度の維持管理業務に係る対価の改定

平成31年度の維持管理業務に係る対価の改定は行わない。

(2) 平成32年度以降の維持管理業務に係る対価の改定

平成32年4月以降の維持管理業務に係る対価の支払に関しては、前回改訂時の指標（改定されていない場合は契約日の該当する月の指標）と比較し、3ポイントを超える変動があった場合、以下のとおり改定する。

維持管理業務に係る対価の支払に関しては、「物価指数年報(日本銀行調査統計局)」における「企業向けサービス価格指数（建物サービス）」の年度平均値を指標として、次の計算式に基づき設定した改定率を乗じて改定する。改定は、翌年度4月1日以降の業務の対価に反映させる。ただし、構成企業の提案内容、市場の変動等により、改定に用いる指標が実態に整合しない場合には、市と事業者で協議を行う。

計算式は以下の通り。

$$t \text{ 年度の業務委託料} = \text{前回改定年度の業務委託料} \times (t-1 \text{ 年度の当該指標} / \text{前回改定の前年度の当該指標})$$

※上記計算式に用いる維持管理業務に係る対価には、消費税及び地方消費税を含めない。
※年度毎の支払額を計算後、円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

2. 消費税法変更に基づく改定

契約期間中、消費税法が変更された場合、新たな消費税法による消費税率に基づいて算出する。

別紙 10 不可抗力による増加費用及び損害の負担

1. 増加費用及び損害が構成企業に生じた場合

契約期間中に不可抗力が生じた場合、空調設備の引渡し前であれば、別紙 8 記載の空調設備の設計、施工、工事監理業務に関する対価の 100 分の 1 に至るまでは構成企業が負担し、これを超える額については市が負担する。空調設備の引渡し後であれば、別紙 8 記載の空調設備の維持管理業務に関する対価の 1 年分に相当する額の 100 分の 1 に至るまでは構成企業が負担し、これを超える額については市が負担する。

ただし、構成企業が不可抗力により保険金を受領した場合、構成企業に生じた増加費用額及び損害額の合計額から当該保険金額を控除し、控除後の金額によるものとする。

2. 損害が第三者に生じた場合

契約期間中に不可抗力が生じ、本事業につき、当該不可抗力に起因して第三者に損害が発生した場合で法令に基づき市又は構成企業が当該損害を賠償する義務を負う場合、空調設備の引渡し前であれば、別紙 8 記載の空調設備の設計、施工、工事監理業務に関する対価の 100 分の 1 に至るまでは構成企業が負担し、これを超える額については市が負担する。空調設備の引渡し後であれば、別紙 8 記載の空調設備の維持管理業務に関する対価の 1 年分に相当する額の 100 分の 1 に至るまでは構成企業が負担し、これを超える額については市が負担する。

ただし、構成企業が不可抗力により保険金を受領した場合、構成企業に生じた増加費用額及び損害額の合計額から当該保険金額を控除し、控除後の金額によるものとする。

別紙 11 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更により構成企業に生じた合理的な増加費用及び損害は以下の1及び2のいずれかに該当する場合には市が負担し、それ以外の法令変更については構成企業が負担する。

- 1 空調設備に関する法令変更等（空調設備の維持管理に関する法令変更等を含む。）による増加費用
- 2 消費税及び地方消費税の変更に関するもの（税率の変更を含む。）

別紙 12 構成企業が付保する保険契約

付保すべき保険の内容は、構成企業の提案によるものとするが、最低限、下記基準を満たす保険に加入するものとする。又、その他の保険については、構成企業で必要と判断するものに加入することとする。

1. 施工期間中の保険

(1) 設備工事保険

保険契約者	構成企業又は構成企業から施工業務を請け負った者
被保険者	構成企業及び構成企業から施工業務を請け負った者
保険の対象	施工工事
保険期間	工事着手予定日を始期とし、空調設備の引渡し予定日の前日を終期とする。
保険金額	施工工事費
補償する損害	工事現場での突発的な事故により、工事目的物や工事用仮設物等に生じた物的損害（水災危険を含む。）
免責金額	1 事故あたり 100,000 円以下
その他	保険契約者は本事業で保険金が支払われた場合は、その全額を市に支払うものとする。

(2) 第三者損害賠償責任保険（請負業者賠償責任保険）

保険契約者	構成企業又は構成企業から施工業務を請け負った者
被保険者	構成企業及び構成企業から施工業務を請け負った者
保険期間	工事着手予定日を始期とし、空調設備の引渡し予定日の前日を終期とする。
てん補限度額	身体賠償－1 名あたり 1 億円、1 事故あたり 1 億円以上 財物賠償－1 事故あたり 1 千万以上
免責金額	1 事故あたり 100,000 円以下
補償する損害	本件工事に起因する第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
その他	保険契約者は本事業で保険金が支払われた場合は、その全額を市に支払うものとする。

2. 維持管理期間中の保険

(1) 第三者損害賠償責任保険（請負業者賠償責任保険）

保険契約者	構成企業又は構成企業から維持管理業務を請け負った者
被保険者	構成企業及び構成企業から維持管理業務を請け負った者
保険の対象	業務中に第三者の身体・生命を害し、又は財物に損傷を与えた結果、法律上の賠償責任による損害を担保
保険期間	維持管理開始日を始期とし、維持管理終了日を終期とする。
てん補限度額	身体賠償－1 名あたり 1 億円、1 事故あたり 1 億円以上 財物賠償－1 事故あたり 1 千万以上
免責金額	1 事故あたり 100,000 円以下
その他	保険契約者は本事業で保険金が支払われた場合は、その全額を市に支払うものとする。